

児童期 子どもの支援



ぶりんぐあっぷ ちば子ども発達センター

小山恵美子

障害福祉サービスにおける児童分野では・・・

- 対象は0歳から18歳（赤ちゃんからほぼ大人まで）。
- 障害の種別は多岐にわたる。
- 多職種が関わる。連携への意識が不可欠。
- 保育所・幼稚園・学校が、主たる生活・活動の場となる。
- 子どもの発達の支援のみならず、取り巻く家族や地域を包括的に支援する。
- 子どもの発達に関する専門的な知識や技能が必要。
- 親子を見つめる育児支援の視点が重要。

障害児支援の体系

各サービスの概要

障害福祉サービス等の体系（障害児支援、相談支援に係る給付）

障害福祉サービス等の体系（障害児支援、相談支援に係る給付）			2015年	2021年	2024年			
障害児通所系	障害児支援に係る給付	児童発達支援 児	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う			121	311	849
		医療型児童発達支援 児	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、 集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行う					7
		放課後等デイサービス 児	授業の終了後又は休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う			238	603	1039
		H30年新設 居宅訪問型児童発達支援 児	重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行う					16
		保育所等訪問支援 児	保育所、乳児院・児童養護施設等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う					175
入所系	障害児入所施設	福祉型障害児入所施設 児	施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う					12
		医療型障害児入所施設 児	施設に入所又は指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行う					4
相談支援系	相談支援に係る給付	計画相談支援 者 児	【サービス利用支援】 ・ サービス申請に係る支給決定前にサービス等利用計画案を作成 ・ 支給決定後、事業者等と連絡調整等を行い、サービス等利用計画を作成 【継続利用支援】 ・ サービス等の利用状況等の検証（モニタリング） ・ 事業所等と連絡調整、必要に応じて新たな支給決定等に係る申請の勧奨			福祉型児童発達支援センター 41		
		障害児相談支援 児	【障害児利用援助】 ・ 障害児通所支援の申請に係る給付決定の前に利用計画案を作成 ・ 給付決定後、事業者等と連絡調整等を行うとともに利用計画を作成 【継続障害児支援利用援助】			旧医療型児童発達支援センター 7		
		地域移行支援 者	住居の確保等、地域での生活に移行するための活動に関する相談、各障害福祉サービス事業所への同行支援等を行う			千葉県内の事業所数		
		地域定着支援 者	常時、連絡体制を確保し障害の特性に起因して生じた緊急事態等における相談、障害福祉サービス事業所等と連絡調整など、緊急時の各種支援を行う					
						児童発達支援センターは福祉型医療型が一元化。 令和6年度4月改定により役割・機能の強化。		

※ 障害児支援は、個別に利用の可否を判断（支援区分を認定する仕組みとなっていない）※ 相談支援は、支援区分によらず利用の可否を判断（支援区分を利用要件としていない）

（注）表中の「者」は「障害者」、「児」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。

児童発達支援

○ 対象児童

集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる主に未就学の障害児

※通所給付決定を行うに際し、医学的診断名又は障害者手帳を有することは必須要件ではなく、療育を受けなければ福祉を損なうおそれのある児童を含む(発達支援の必要については、市町村保健センター、児童相談所、保健所等の意見で可)。

○ 事業の概要

《サービス内容》

日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う(通所)

《事業の担い手》

①児童発達支援センター(児童福祉法第43条)

通所利用障害児への療育やその家族に対する支援を行うとともに、その有する専門機能を活かし、地域の障害児やその家族の相談支援、障害児を預かる施設への援助・助言を行う(地域の中核的な支援施設)

②それ以外の事業所

もっぱら、通所利用障害児への療育やその家族に対する支援を行う

○ 提供するサービス

児童発達支援

○身近な地域における通所支援

- ・発達障害、知的障害、難聴、肢体不自由、重症心身障害等の障害のある子どもへの発達支援やその家族に対する支援

《児童発達支援センター》

○左の機能に加え、地域支援を実施

○主な人員配置

- ・児童指導員及び保育士 4:1以上
- ・児童指導員 1人以上 ・保育士1人以上
- ・児童発達支援管理責任者 1人以上

《児童発達支援センター以外》

○主な人員配置

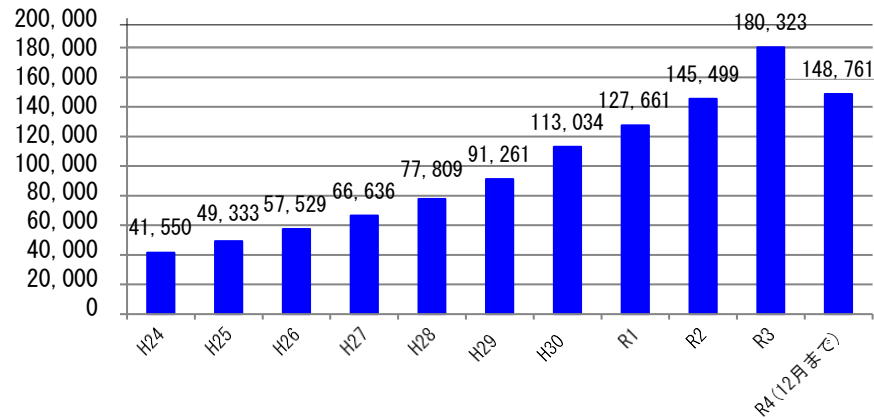
- ・児童指導員又は保育士
又は障害福祉サービス経験者 10:2以上
- ・児童発達支援管理責任者 1人以上

児童発達支援の現状

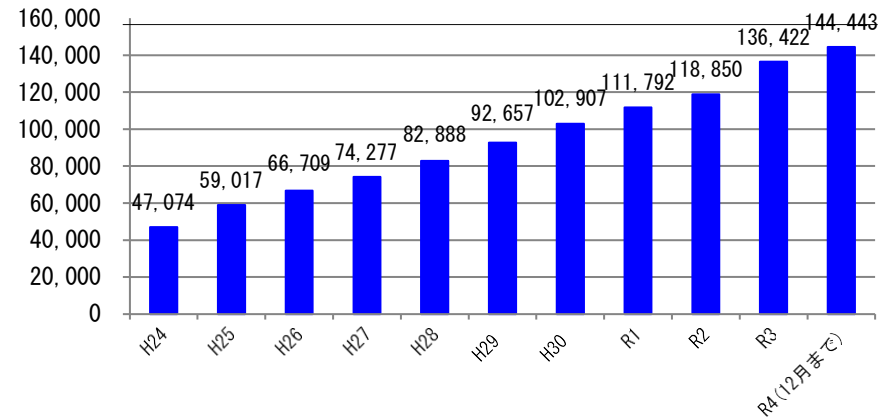
【児童発達支援の現状】

- 令和3年度の費用額は約1,803億円であり、障害福祉サービス等全体の総費用額の5.7%、障害児支援全体の総費用額の29.1%を占める。
- 総費用額、利用児童数、請求事業所数のいずれも増加傾向にある。

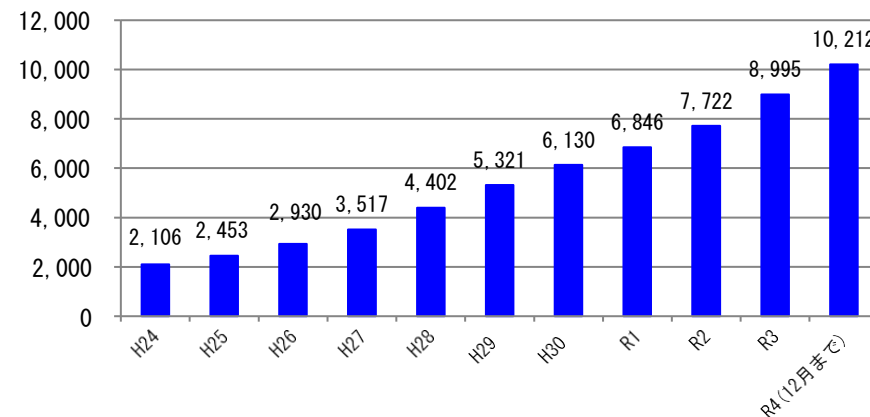
費用額の推移(百万円)



利用者数の推移(一月平均(人))



事業所数の推移(一月平均(か所))



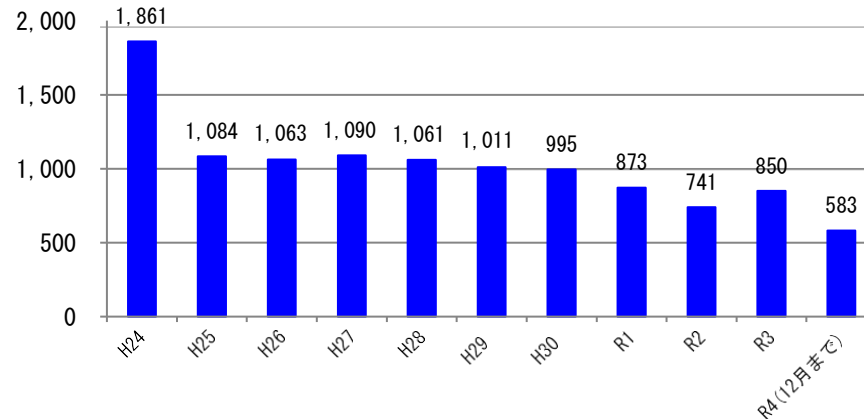
※出典:国保連データ

医療型児童発達支援の現状

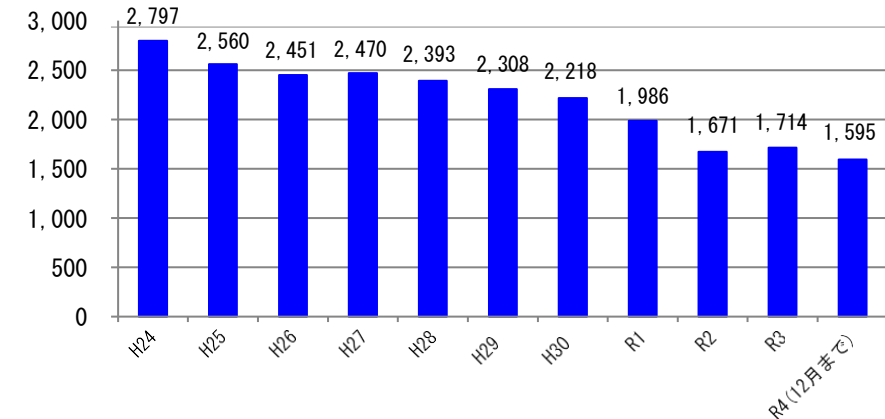
【医療型児童発達支援の現状】

- 令和3年度の費用額は約8.5億円であり、障害福祉サービス等全体の総費用額の0.03%、障害児支援全体の総費用額の0.14%を占める。
- 総費用額、利用児童数、請求事業所数とも増減しつつ、全体的には減少傾向にある。

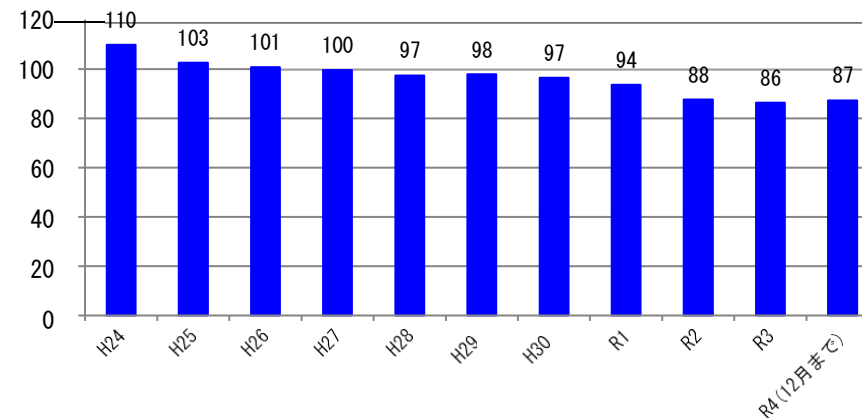
費用額の推移(百万円)



利用者数の推移(一月平均(人))



事業所数の推移(一月平均(か所))



※出典:国保連データ

放課後等デイサービス

○ 事業の概要

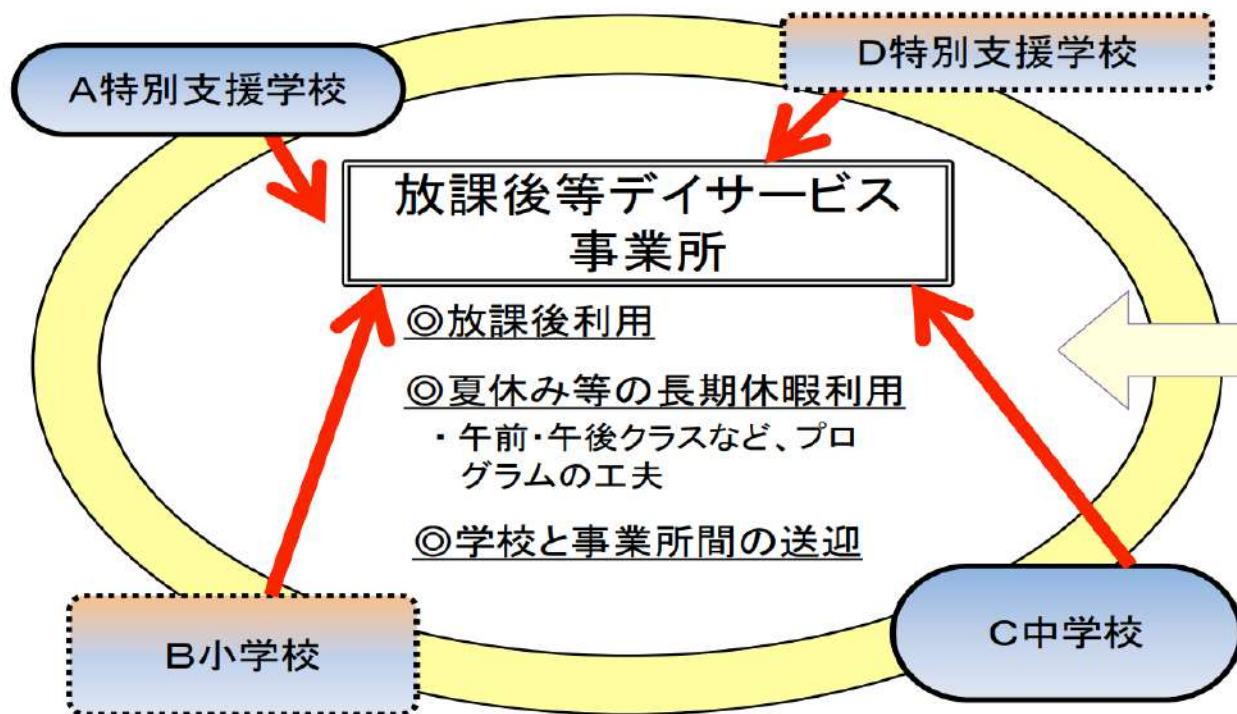
- 学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等における支援を推進。

○ 対象児童

学校教育法に規定する学校(幼稚園、大学を除く)に就学している障害児
(* 引き続き、放課後等デイサービスを受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは満20歳に達するまで利用することが可能)

○ 利用定員

10人以上



○ 提供するサービス

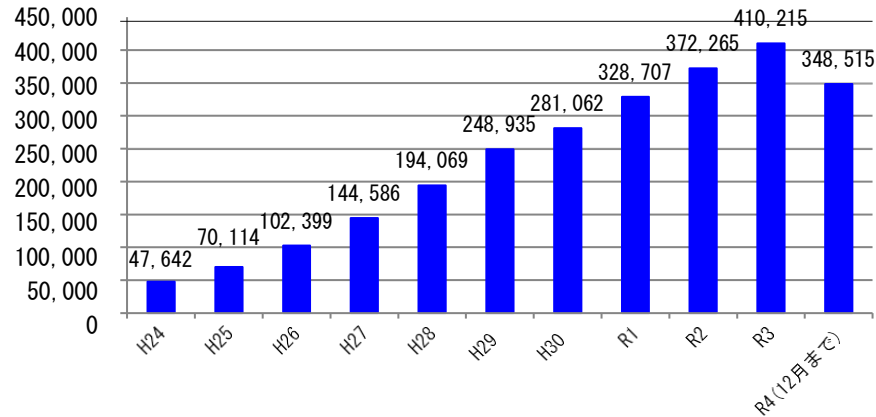
- ◆ 学校授業終了後又は休業日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等
 - ①自立した日常生活を営むために必要な訓練
 - ②創作的活動、作業活動
 - ③地域交流の機会の提供
 - ④余暇の提供
- ◆ 学校との連携・協働による支援(学校と放課後等デイサービスのサービスの一貫性)

放課後等デイサービスの現状

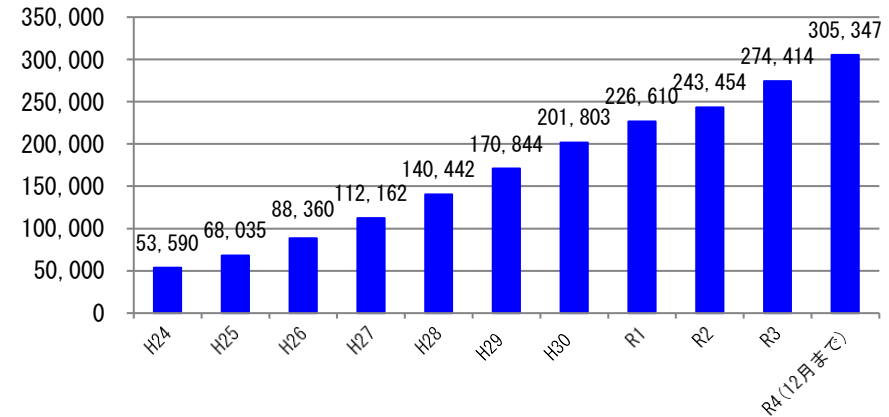
【放課後等デイサービスの現状】

- 令和3年度の費用額は約4,102億円であり、障害福祉サービス等全体の総費用額12.9%、障害児支援全体の総費用額の66.1%を占める。
- 総費用額、利用児童数、請求事業所数とも大幅な増加を続けている（平成24年度から令和3年度の伸びは、児童発達支援が4.3倍に対して放課後等デイサービスは8.6倍）。

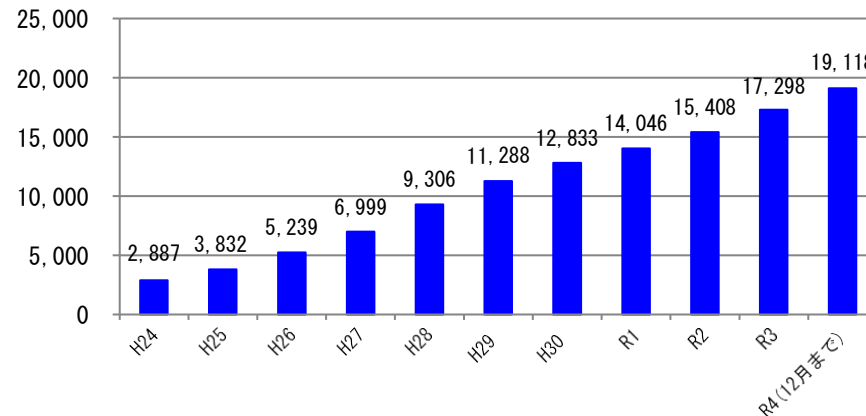
費用額の推移(百万円)



利用者数の推移(一月平均(人))



事業所数の推移(一月平均(か所))



※出典:国保連データ

保育所等訪問支援

○ 事業の概要

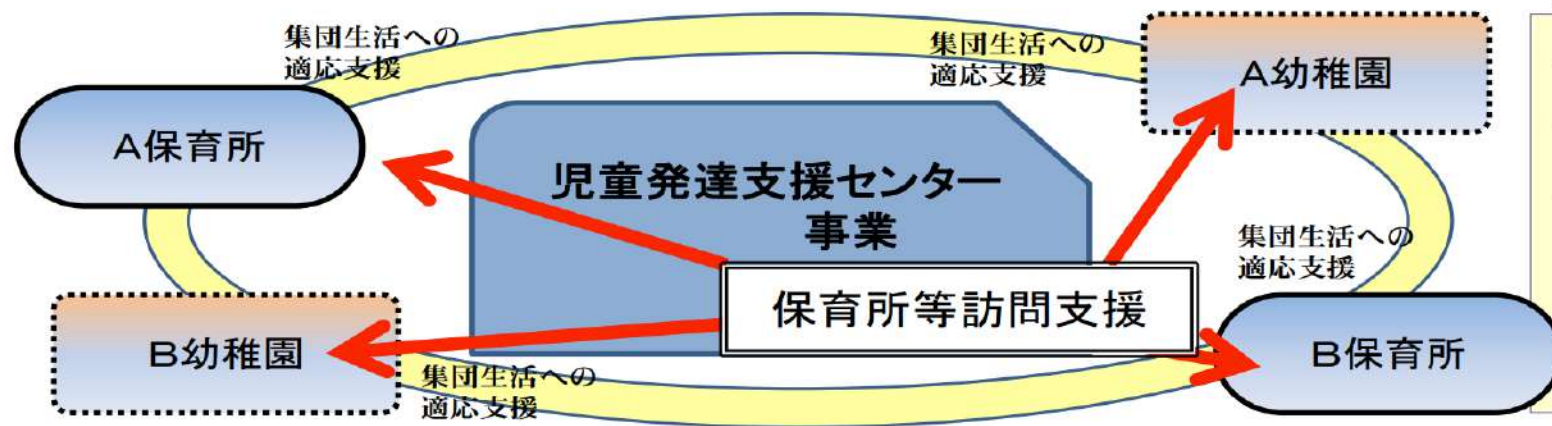
- ・ 保育所等を現在利用中の障害児、又は今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、訪問支援を実施することにより、保育所等の安定した利用を促進。

○ 対象児童

保育所や、児童が集団生活を営む施設に通う障害児

- * 「集団生活への適応度」から支援の必要性を判断
- * 発達障害児、その他の気になる児童を対象

相談支援事業や、スタッフ支援を行う障害児等療育支援事業等の役割が重要



○ 訪問先の範囲

- ・ 保育所、幼稚園、認定こども園
- ・ 小学校、特別支援学校
- ・ (H30より追加) 乳児院、児童養護施設
- ・ その他児童が集団生活を営む施設として、地方自治体が認めたもの

○ 提供するサービス

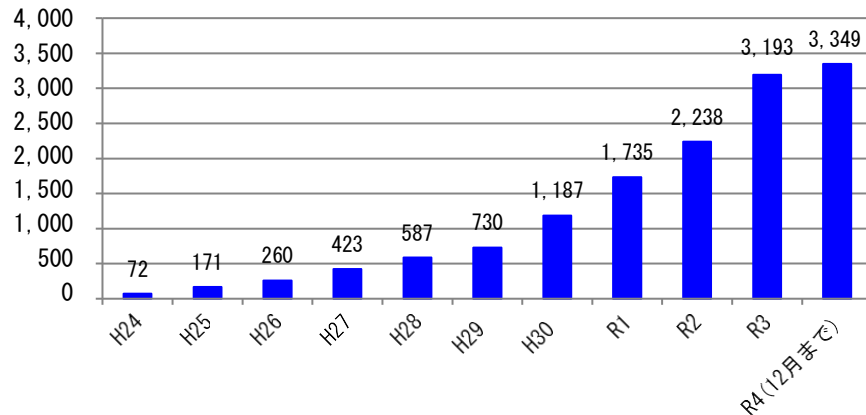
- ◆ 障害児が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を実施。
 - ① 障害児本人に対する支援(集団生活適応のための訓練等)
 - ② 訪問先施設のスタッフに対する支援(支援方法等の指導等)
- ◆ 支援は2週に1回程度を目安。障害児の状況、時期によって頻度は変化。
- ◆ 訪問支援員は、障害児施設で障害児に対する指導経験のある児童指導員・保育士(障害の特性に応じ専門的な支援が必要な場合は、専門職)を想定。

保育所等訪問支援の現状

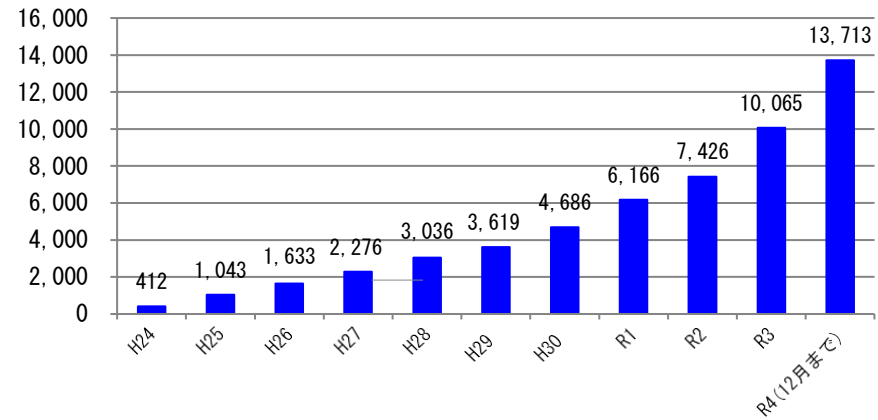
【保育所等訪問支援の現状】

- 令和3年度の費用額は約32億円であり、障害福祉サービス等全体の総費用額の0.1%、障害児支援全体の総費用額の0.5%を占めている。
- 平成24年度の新制度開始時に新規事業として創設。増加傾向ではあるが、児童発達支援、放課後等デイサービスと比較すると小規模。

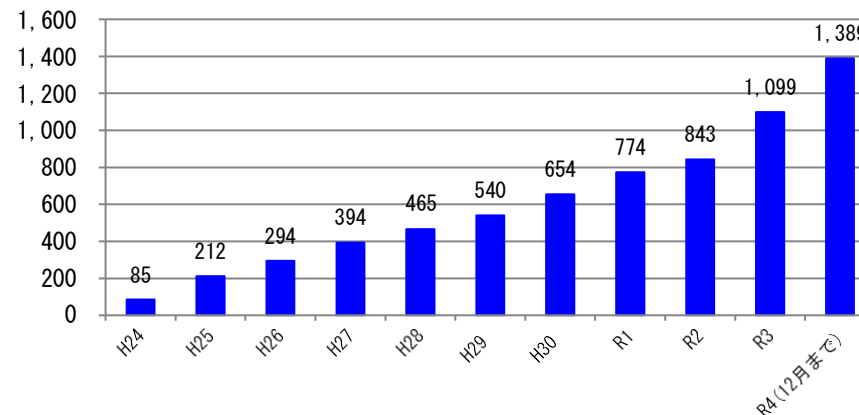
費用額の推移(百万円)



利用者数の推移(一月平均(人))



事業所数の推移(一月平均(か所))



※出典:国保連データ

居宅訪問型児童発達支援

○ 事業の概要

- ・ 重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に対し、障害児の居宅を訪問して発達支援を行う。

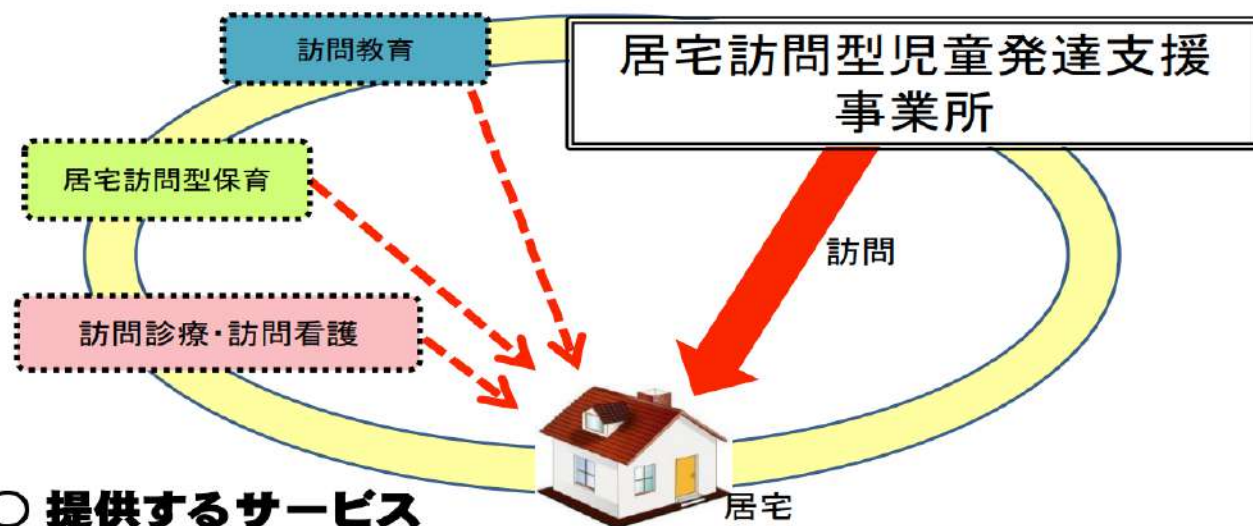
○ 対象児童

重度の障害等により、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児

◆ 対象となる障害児の例

- ・ 重度の障害の状態であって外出が困難と考えられる児
- ・ 人工呼吸器を装着している状態その他日常生活営むために医療を要する児
- ・ 重い疾病のため感染症にかかるおそれがある児 等

(※) 単なる見守りや送迎者の不在など、障害児本人の状態以外の理由による利用は適当でないことから、確認のため障害児相談支援事業所における障害児支援利用援助等の利用が必須



○ 提供するサービス

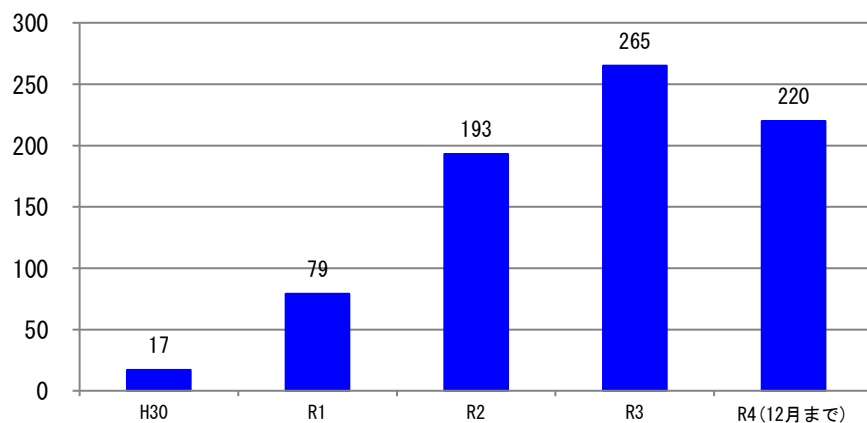
- ◆ 児童発達支援または放課後等デイサービスと同様の支援を居宅において提供。
- ◆ 対象者は著しく外出が困難な障害児であり、体調が不安定であることが想定されるため、支給決定日数は週2日を目安とする。
(ただし、障害児通所支援の集団生活に移行していくための支援として集中的に支援を提供する場合はこの限りではない)

居宅訪問型児童発達支援の現状

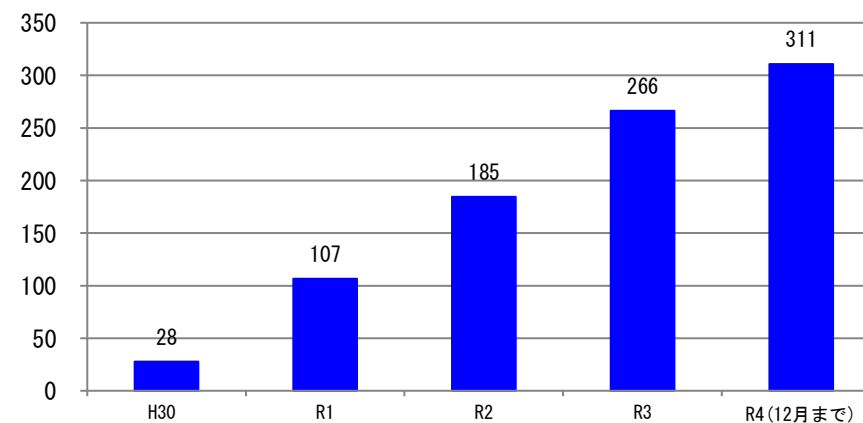
【居宅訪問型児童発達支援の現状】

- 令和3年度の費用額は約2.7億円であり、障害福祉サービス等全体の総費用額の0.01%、障害児支援全体の総費用額の0.04%である。
- 総費用額、利用児童数、請求事業所数のいずれも増加傾向にある。

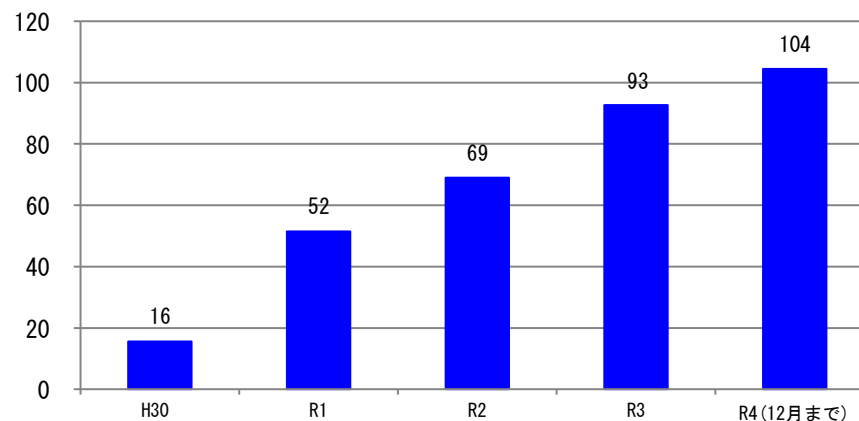
費用額の推移(百万円)



利用者数の推移(一月平均(人))



事業所数の推移(一月平均(か所))



※出典:国保連データ

障害児入所支援

- 平成23年度まで各障害別に分かれていた障害児入所施設については、平成24年度から「障害児入所施設」として一元化し、重複障害等への対応の強化を図るとともに、自立に向けた計画的な支援を提供。
- 従来の事業形態等を踏まえて、①福祉型障害児入所施設、②医療を併せて提供する医療型障害児入所施設の2類型。

1. 対象者

- ・ 身体に障害のある児童、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童（発達障害児を含む）
 - * 手帳の有無は問わず、児童相談所、医師等により療育の必要性が認められた児童も対象
 - * 3障害対応を原則とするが、障害の特性に応じた支援の提供も可能（ただし、医療型の対象は、知的障害児、肢体不自由児、重症心身障害児）

2. 様々な障害や重複障害等に対応

- ・ 「障害児入所施設」として一元化される前の障害種別の施設と同等の支援を確保するとともに、主たる対象とする障害児以外の障害児を受け入れた場合に、その障害に応じた適切な支援を提供。
- ・ 18歳以上の障害児施設入所者は、障害者施策（障害者総合支援法の障害福祉サービス）で対応することを踏まえ、自立（地域生活への移行等）を目指した支援を提供。

3. 18歳以上の障害児施設入所者への対応

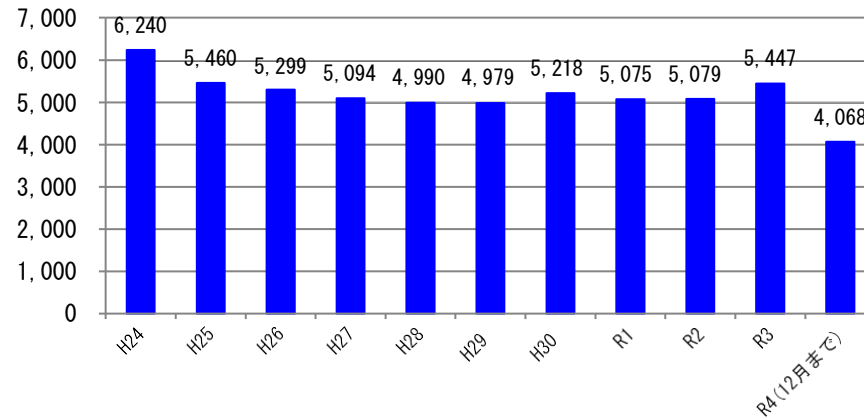
- ・ 障害者総合支援法の障害福祉サービスにより年齢に応じた適切な支援を提供。
 - * 引き続き、入所支援を受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは、満20歳に達するまで利用することが可能。

福祉型障害児入所施設の現状

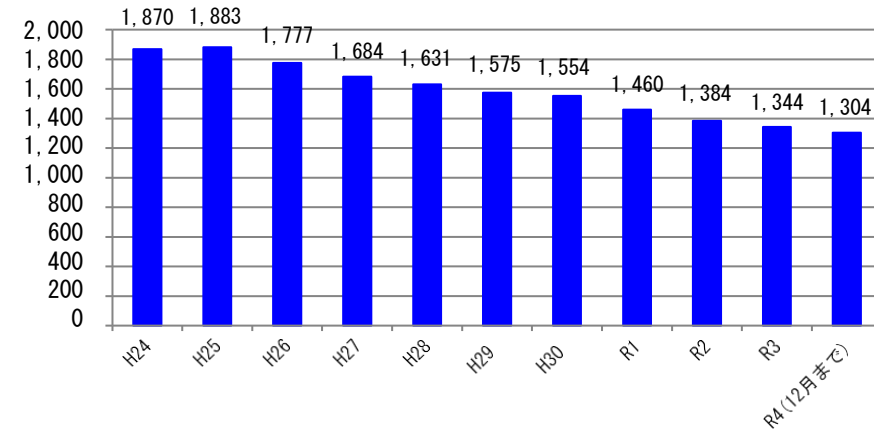
【福祉型障害児入所施設の現状】

- 令和3年度の費用額は約54億円であり、障害福祉サービス等全体の総費用額の0.2%、障害児支援全体の総費用額の0.9%を占める。
- 総費用額はほぼ横ばいであったが令和3年度は増加した。利用者数は減少傾向にあり、施設数は増減しつつ、ほぼ横ばいである。

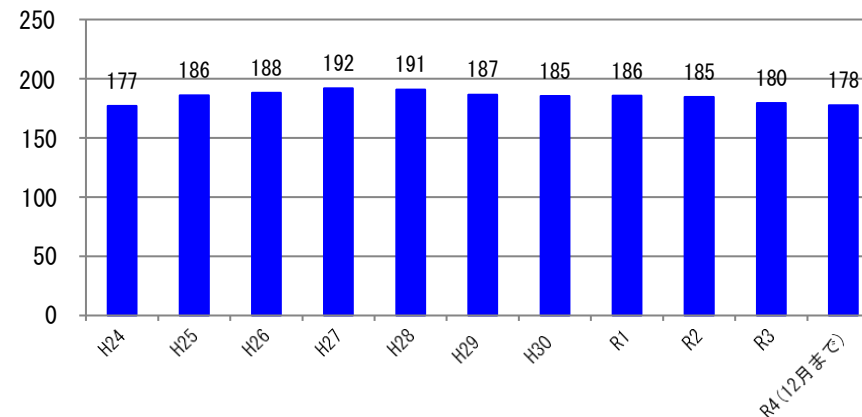
費用額の推移(百万円)



利用者数の推移(一月平均(人))



事業所数の推移(一月平均(か所))



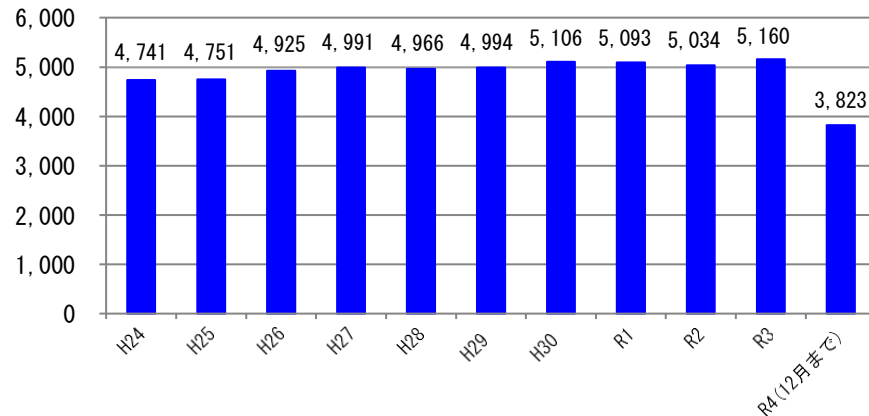
※出典:国保連データ

医療型障害児入所施設の現状

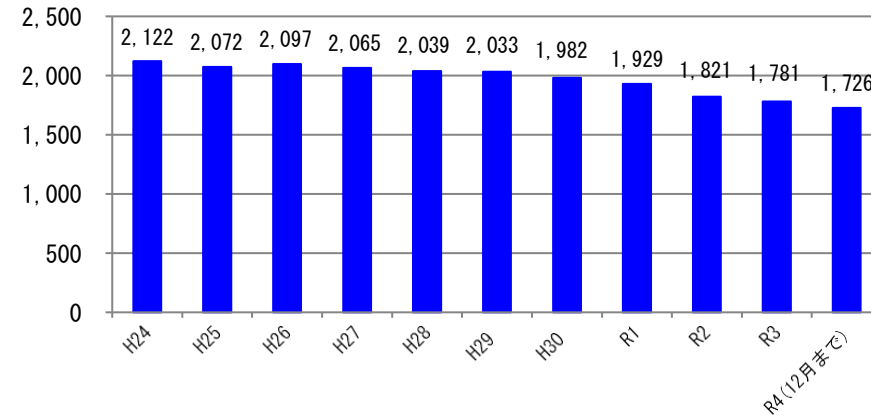
【医療型障害児入所施設の現状】

- 令和3年度の費用額は約52億円であり、障害福祉サービス等全体の総費用額の0.2%、障害児支援全体の総費用額の0.8%を占める。
- 総費用額、利用児童数、請求施設数とも、若干の増減はあるが、ほぼ横ばいである。

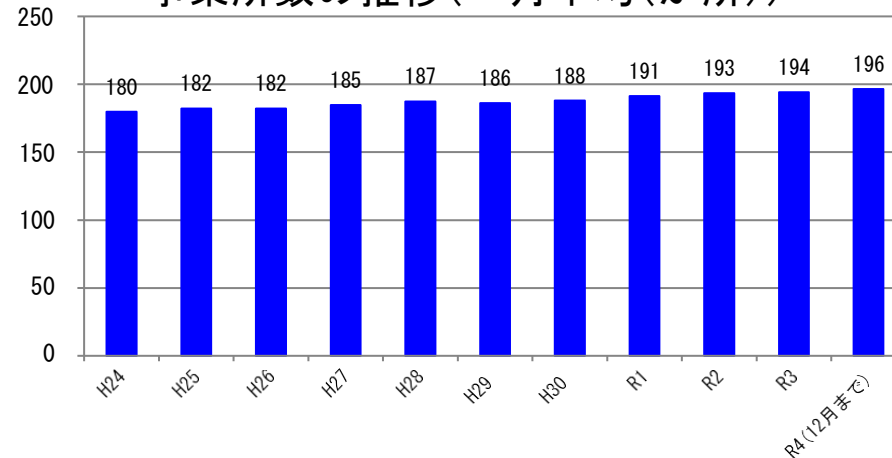
費用額の推移(百万円)



利用者数の推移(一月平均(人))



事業所数の推移(一月平均(か所))



※出典:国保連データ

令和6年度報酬改定及びガイドラインの要点

児童発達支援管理責任者を目指す方は、こども家庭庁より出されている報酬改定及び各ガイドラインを必ず一読するようにしてください。

こども家庭庁
障害児支援
報酬改定
ガイドライン

検索

令和6年度報酬改定について

運営基準の改定

5領域を全て含めた総合的な支援

支援において5領域（「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」）を全て含めた総合的な支援を提供する。支援内容について個別支援計画で5領域とのつながりを明確に示す。

個別支援計画について ※あらかじめ保護者の同意

1. 日々の支援に係る『計画時間等』
2. 日々の『延長支援時間等』
3. 『5領域』との関連性を明確にした支援内容
4. 『インクルージョン』の観点を踏まえた取組

事業所の支援プログラムの作成・公表 【新設】

5領域とのつながりを明確化した事業所全体の支援内容を示す「支援プログラム」の作成及びインターネットその他の手段による公表の義務化。

令和6年度報酬改定について

自己評価・保護者評価の充実

自己評価・保護者評価について運用の標準化と徹底を図る観点から運営基準等において実施方法が明確化された。

インクルージョンに向けた取り組みの推進

事業所は、利用児童が地域の保育、教育等の支援を受けることができる、また、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加・包摂（インクルージョン）の推進に努めること。

障がい児支援における子どもの最善の利益の保障

利用児及びその保護者の意思をできる限り尊重するための配慮が義務化。

令和6年度報酬改定について

基本報酬と加算についての改定情報

基本報酬

児発・放デイともに支援時間による区分が新たに設けられた。30分未満算定不可。
定員、時間区分により基本報酬額が定められた。（医ケア児に関しては判定スコアにより変更有）

支援プログラム未公表減算【新設】

支援プログラムの公表がなされていない事業所は、所定単位数の**15%減算**が令和7年4月1日から適用。

児童指導員等加配加算

「児童指導員等」の児童福祉事業に従事した経験年数や配置形態（常勤・非常勤）を区分に応じて評価。

《児童指導員等に該当するのは？》

児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者、心理担当職員、視覚障害児支援担当職員、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者

専門的支援加算

専門人材の活用とニーズを踏まえた計画的な専門的支援を実施。体制整備と実施の2段階評価。

令和6年度報酬改定について

関係機関連携加算の見直し

子どもと家族に対する包括的な支援を進める観点から、対象となる関係機関に「医療機関」や「児童相談所等」を含めるとともに、個別支援計画作成時以外に情報連携を行った場合に評価を行う。

事業所間連携加算【新設】

セルフプランで複数事業所を併用する利用児童について事業所間で連携を行った場合。

家族支援加算

家族への相談援助を個別とグループに整理し評価。オンライン推奨。きょうだいへの支援促進。

子育てサポート加算【新設】

保護者に支援場面の観察や参加の機会を提供しこどもの特性を踏まえた相談援助等を行った場合。

強度行動障害児支援加算の見直し

個別サポート加算の見直し

延長支援体制加算 延長支援の見直し

保育・教育等移行支援加算

令和6年度報酬改定について

通所自立支援加算【新設】 ※放デイのみ

学校・居宅等と事業所間の移動で自立通所を目指す計画的援助を行った場合。算定開始3ヶ月。

自立サポート加算【新設】（月2回を限度） ※放デイのみ

高校2・3年生の卒後生活に向け、学校や地域企業等と連携。体験等支援を計画的に行った場合。

医療連携体制加算（Ⅶ） ※重心型も可能

喀痰吸引等が必要な児に対し、認定特定行為業務従事者が医療との連携により喀痰吸引を行った場合。

入浴支援加算【新設】

医療的ケア児と重症心身障がい児に、発達支援とあわせて入浴支援を行った場合。

医ケア児と重症心身障がい児に対する送迎加算の見直し

人工内耳装用児支援加算の見直し

視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算【新設】

3. 障害児支援の基本理念

(1)	障害の特性を踏まえたニーズに応じた発達支援の提供	○ こどもの発達全般や障害の特性・行動の特性等を理解し、こどものウェルビーイングの向上につながるよう、必要な発達支援を提供すること。 ○ こどもの特性に合わない環境や不適切な働きかけにより二次障害が生じる場合があることを理解した上で支援を提供するとともに、こども自身が内在的に持つ力を発揮できるよう、エンパワメントを前提とした支援をすること。
(2)	合理的配慮の提供	○ 障害のあるこどもや保護者と対話を重ね、物理的な環境や意思疎通、ルールや慣行など、何が障害のあるこどもの活動を制限する社会的なバリアとなっているのか、また、それを取り除くために必要な対応はどのようなものがあるか、などについて検討していくこと。
(3)	家族支援の提供	○ 家族の支援にあたっては、こどもの支援と同様、家族のウェルビーイングの向上につながるよう取り組んでいくこと。家族自身が内在的に持つ力を発揮できるよう、エンパワメントを前提とした支援をすること。
(4)	地域社会への参加・包摂(インクルージョン)の推進	○ 障害児支援だけでなく、こども施策全体の中での連続性を意識し、こどもの育ちと個別のニーズを共に保障した上で、インクルージョン推進の観点を持ちながら、こどもや家族の意向も踏まえ、保育所、認定こども園、幼稚園等の一般のこども施策との併行利用や移行に向けた支援や、地域で暮らす他のこどもとの交流などの取組を進めていくこと。
(5)	事業所や関係機関と連携した切れ目ない支援の提供	○ こどものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、社会的養護、就労支援等の関係機関や障害当事者団体を含む関係者が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ること。

平成29年7月に策定されていたガイドラインは、こどもにかかる施策全体の中で検討され、全面的な改訂が行われた。手引書の発行にとどまっていた保育所等訪問支援も含め、令和6年7月4日、支援の内容や方法など基本的事項が示された新たなガイドラインが発行された。

児童発達支援ガイドライン(令和6年7月)(詳細版④)

2. 児童発達支援の内容

①本人支援

実際の支援場面においては、下記の要素を取り入れながら、こどもの支援ニーズや、現在と当面の生活の状況等を踏まえて、**こどもの育ち全体に必要な支援を組み立てていく必要**。

5 領域	健康・生活	運動・感覚	認知・行動	言語・コミュニケーション	人間関係・社会性
	○健康状態の維持・改善 ○生活習慣や生活リズムの形成 ○基本的生活スキルの獲得	○姿勢と運動・動作の基本的技能の向上 ○姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用 ○身体の移動能力の向上 ○保有する感覚の活用 ○感覚の補助及び代行手段の活用 ○感覚の特性への対応	○認知の特性についての理解と対応 ○対象や外部環境の適切な認知と適切な行動の習得 (感覚の活用や認知機能の発達、知覚から行動への認知過程の発達、認知や行動の手掛かりとなる概念の形成) ○行動障害への予防及び対応	○コミュニケーションの基礎的能力の向上 ○言語の受容と表出 ○言語の形成と活用 ○人との相互作用によるコミュニケーション能力の獲得 ○コミュニケーション手段の選択と活用 ○状況に応じたコミュニケーション等	○アタッチメント(愛着)の形成と安定 ○遊びを通じた社会性の発達 ○自己の理解と行動の調整 ○仲間づくりと集団への参加

障害特性に応じた配慮事項

視覚障害、聴覚障害、知的障害、発達障害、精神的な強い不安等、場面緘黙(選択性かん黙)、肢体不自由、病弱・身体虚弱、医療的ケア、重症心身障害、複数の種類の障害、強度行動障害、高次脳機能障害など、それぞれの障害特性や状態等に応じて必要な配慮を行うことが必要。

特に支援を要する家庭のこどもに対する支援にあたっての留意点

こどもの行動や態度、表情など、支援に当たって気に留めておくべき点(例:虐待が疑われるこども、生活困窮が疑われる家庭のこども、外国にルーツのあるこどもに応じた留意点)に加え、日頃から保護者との関係づくりを丁寧に行うことで保護者の孤立を防ぐとともにこどもの変化に気づきやすくしておくこと、さらには専門機関やボランティア・NPO団体などの地域資源についての情報を収集しておくことが重要。

②家族支援

こどもの成長や発達の基盤となる**親子関係や家庭生活を安定・充実**させることが、こどもの「育ち」や「暮らし」の**安定・充実**につながる。

- アタッチメント(愛着)の形成
- 家族(きょうだいを含む。)からの相談に対する適切な助言等
- 障害の特性に配慮した家庭環境の整備

③移行支援

支援の中に「移行」という視点を取り入れ、具体的な移行先が既にある場合は、その移行先への移行に向けた支援を、現時点で特段の具体的な移行先がない場合は、こどもが**地域で暮らす他のこどもと繋がりながら日常生活を送ることができるように支援を提供していくことが重要**。

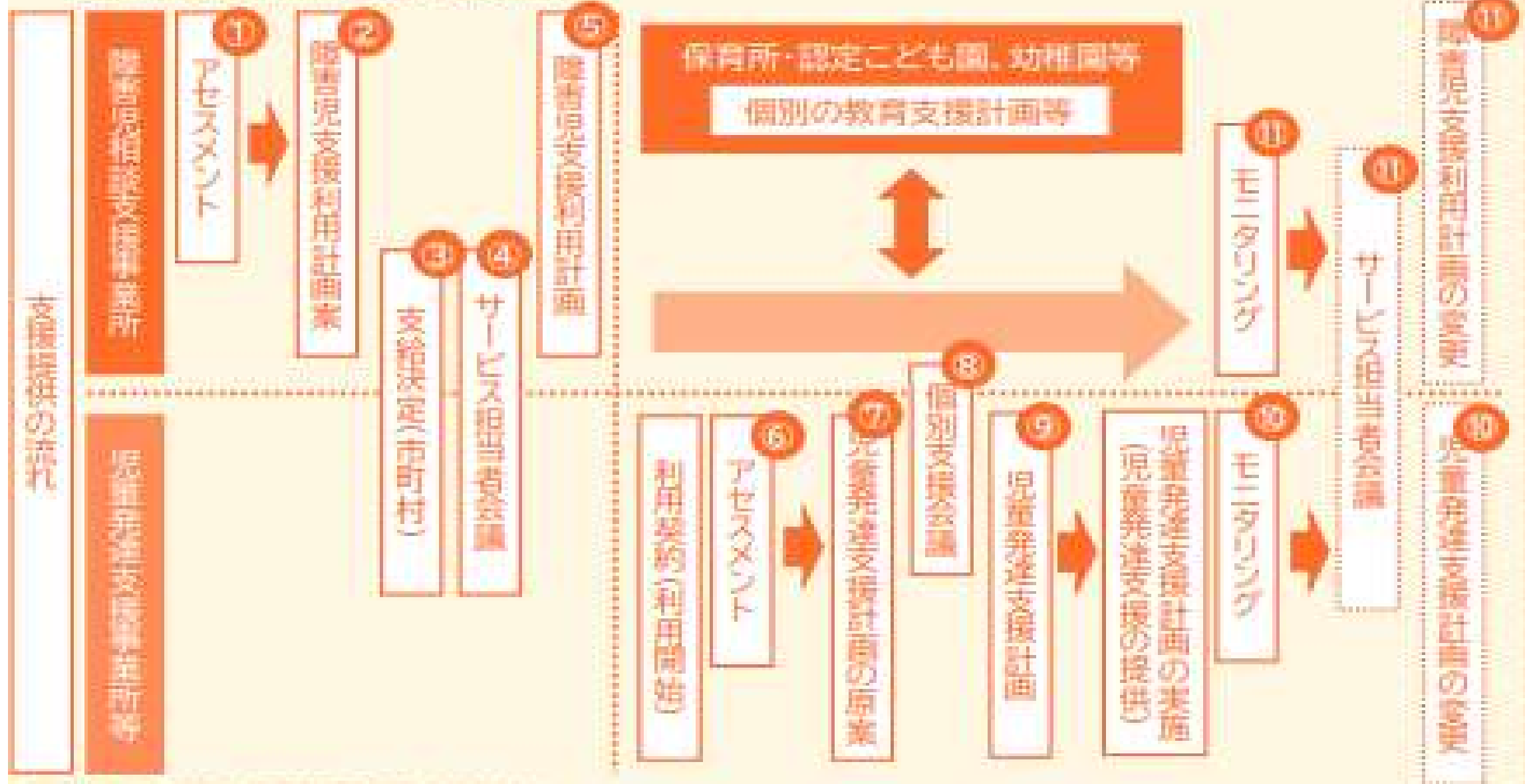
- 保育所等への移行支援
- ライフステージの切替えを見据えた将来的な移行に向けた準備
- 保育所等と併行利用している場合における併行利用先との連携
- 同年代のこどもをはじめとした地域における仲間づくり

④地域支援・地域連携

こどもの育ちや家庭の生活の支援に関わる保健・医療・福祉・教育・労働等の**関係機関や障害福祉サービス等事業所等と連携**して、こどもや家族の支援を進めていくことが必要。

- 通所するこどもに関わる地域の関係者・関係機関と連携した支援

障害児支援利用計画の作成の流れ



児童発達支援計画の作成の流れ

個別支援計画の記載のポイント

【個別支援計画全般に係る留意点】

- 個別支援計画の作成に当たっては、こどもの意思の尊重（年齢及び発達の程度に応じた意見の尊重等）及びこどもの最善の利益の優先考慮の観点を踏まえて作成することが必要である。
- それぞれの記載項目について、こどもと家族の意向とアセスメントを踏まえて、つながりを持って作成していくことが必要である。「利用児及び家族の生活に対する意向」も踏まえて「総合的な支援の方針」を設定し、それを受けた「長期目標」「短期目標」、それを達成するための「支援目標及び具体的な支援内容等」を設定すること。
- 5領域（「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」以下同じ。）の視点等を踏まえたアセスメントを行った上で、5領域の視点を網羅した支援を行うことが必要である。この際、5領域の視点を持ちながら、こどもと家族の状況を多様な観点・情報から総合的・包括的に確認・分析してそのニーズや課題を捉え、そこから必要な支援を組み立てていくことが重要であり、単に5領域に対応する課題や支援への当てはめを行うだけのアセスメント・計画作成にならないよう留意すること。

なお、発達支援は個々のこどもへのアセスメントを踏まえたオーダーメイドの支援を行うものであり、支援目標や支援内容がそれぞれのこどもについて同一のものとなることは想定されないこと。

- 「支援目標及び具体的な支援内容等」においては、発達支援の基本となる「本人支援」「家族支援」「移行支援」について必ず記載すること。また、「地域支援・地域連携」（例：医療機関との連携等）については、必要に応じて記載することとするが、関係者が連携しながらこどもと家族を包括的に支援していく観点から、当該事項については積極的に取り組まれることが

利用児氏名：〇〇 〇〇 (2019年4月30日生：5歳0か月)

個別支援計画書（参考記載例）

作成年月日： 年 月 日

利用児及び家族の生活に対する意向	・楽しく遊びたい（本人）。 ・場面に合った行動を自分で気付いて行えるようになってほしい（保護者）。	
総合的な支援の方針	〇〇さんは、ことばよりも視覚的な手掛かりの方が理解しやすいと見立てています。このため、目の前の情報が動きに繋がりがやすく、説明の理解が曖昧なまま活動に取り組む様子が見られ、集団での活動等の流れに沿わない行動として捉えられることがあります。視覚的な情報処理が優位という特性を活かし、手順や活動の流れを視覚化・スケジュール化（構造化）することで、より確実な理解を促していきます。また、本人の気持ちをタイムリーに表現できる手段（例：複数の絵カードや具体物の中から指差しをする、該当するカードや具体物を大人に手渡す等）により、まずは大人とのやり取りの中で、「（言われていることが）わかったー（言いたいことが相手に）伝わった」経験を楽しみながら丁寧に積み重ねていきます。こうした取組を中心に保育園とも情報共有を行い、必要に応じて訪問等の方法により連携を図り、保育園での生活の中でも、より多くの「わかった」「できた」に繋がるように支援していきます。	
長期目標 （内容・期間等）	・視覚的なスケジュールを手掛かりに指示を理解し、わからない時には様々なコミュニケーション手段を用いて、大人に聞くことができる。	支援の標準的な提供時間等 （曜日・頻度、時間）
短期目標 （内容・期間等）	・見える化された手順やスケジュールを大人と一緒に確認し、設定活動時に自分で動けるようになる。 ・大人が介在する中で、絵カードやイラスト等を用いて、「これで遊びたい」等の具体的な意思を友達に表現できるようになる。	・個別：毎週月曜日14:30-15:15（空き状況によって週2回の利用有） 心理担当職員(月3回)、作業療法士担当（月1回） ・小集団：毎週水曜日 9:15-14:45（保護者都合により2時間の延長支援の可能性有）

○支援目標及び具体的な支援内容等

項目	支援目標 （具体的な到達目標）	支援内容 （内容・支援の提供上のポイント・5領域(※)との関連性等）		達成 時期	担当者 提供機関	留意事項	優先 順位
本人支援	「どうぞ」と言われてから活動に取り組み、遊具に合わせた体の調整ができるようになる。	・活動前に全体を指差しする等を行い、全体を見渡す機会を設けてから声をかける。 ・手の平、足の裏、お尻等体を支えたり、接地している感覚をつかみやすくするため、つかむ・支える・滑る等の要素を取り入れた遊具遊びを提供する。	人間関係・社会性 運動・感覚	6か月後	作業療法士 保育士	専門的支援実施加算については、別紙参照。	2
本人支援	嫌な時やお願いをする時に、身振りやことばで伝えることができる。	・具体的な伝え方のモデルを大人が示す。 ・簡単なやり取りを端的に都度促していく（本人がストレスをため込まないように、執拗な繰り返しは行わない）。 ・本人からの表出や要求に可能な限り応え、伝わったことの楽しさを伝えていく。	認知・行動 言語・コミュニケーション	6か月後	心理担当職員	・保護者に対して具体的な接し方の例を示す時間（5月に心理担当職員による個別面談）を設ける。 ・専門的支援実施加算については、別紙参照。	2
本人支援	「できた」という実感を持てるよう、以下の取組を行う。 ・食事：スプーン、フォーク、箸を使って、潰す、切る、混ぜる等の遊びの要素を強調して行う。 ・衣類の着脱：どのような形であれ、身にまとうことができる。	・道具の使用と手の操作性を強調して提供する。特に着脱は、外遊びや水遊び等、本人が楽しめる活動の前に重点的に取り組む。 ・服を頭上に掲げる程度の行動を促すところから、スモールステップで始めていく。 ・身だしなみや整え方の観点は次のステップとし、大人がサポート・仕上げを行う。	健康・生活	3か月後	保育士 理学療法士	6月に予定している家庭訪問の時に、ご家庭で着替えている場面を見させていただく。	3

本人支援	コミュニケーションのレパトリーが広がり、自らやり取りすることが増える。	・自信を持って取り組める活動に担任以外の職員と参加する。 ・活動内容を絵やシンボル等での紹介を通し、選択肢から選ぶことや表現する機会を設ける。	言語・コミュニケーション	6 か月後	心理担当職員 保育士 理学療法士	個別での取組が小集団でも行えるよう、小集団担当者と一緒に（月に1回）情報共有を行う。	1
本人支援	日常的な場面で、同年代のこども（クラスの友達）の行動を意識する場面が増える。	・トイレで用を足す、着替える、食事の後や玩具の片付けを行う。 ・椅子を所定の位置に持ってくる場面において、見本になるこどもの近くに誘う等の関わり・促しを行う。	人間関係・社会性	6 か月後	保育士 理学療法士		3
家族支援	日常生活において、本人の意思を大切にしながら、やり取りをする場面を増やす。	・本人が自分で考えたり選んだりすることができるように、一呼吸おいてから次の提案をしたり、具体的な選択肢を2つ提示して選ぶ機会を設ける等、具体的な方法をお伝えし、実践していただく。 ・本人のコミュニケーションや判断する仕草等を、個別支援の場面の観察や面談の機会などを通じてお伝えし、共有する。		6 か月後	心理担当職員 保護者	・子育てサポート加算：月1回の頻度を想定し、担当者との具体的なやり取りをモデルにしながら、家庭での実践の様子を踏まえたフィードバックを行う。 ・家族支援加算（Ⅱ）：月1回の頻度で子育てに関する講座をグループワークにて実施。	
移行支援	日常的な連携に加え、特に行事等の際には、説明の方法や促し方について共有を図る。	・必要に応じて保育園を訪問し、行事等、普段と異なる活動の際のこどもとの関わりについて、具体的な関わり方のモデルを示す。 ・保育園の連絡と当事業所の連絡内容を相互に確認し、日々の様子を交換する（保育園からの電子連絡については、お手数ですがスクリーンショット等を送ってください）。		6 か月後	児童発達支援管理責任者、〇〇保育園△△先生、保護者	保護者の意向も確認しながら三者で連携を図る点に留意する（行事のスケジュールの共有も含む）。	
地域支援 ・ 地域連携	関係機関で役割分担を行うと共に、それぞれの機関で得られた情報を共有し、日常的な生活や支援に活用するための具体策を提案する。	・連携会議を定期的に開催し、情報収集・役割分担について協議する。 ・各関係機関からの情報に基づき、具体的な場面でのこどもとの関わり方の提案や関わり方のポイントについて助言を行う。		6 か月後	児童発達支援管理責任者、支援担当者、〇〇保育園◇◇園長先生、△△先生	関係機関連携加算（Ⅱ）：3ヶ月に1回程度の頻度で連携会議の開催を予定。	

※「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」

提供する支援内容について、本計画書に基づき説明しました。

本計画書に基づき支援の説明を受け、内容に同意しました。

児童発達支援管理責任者氏名：

年 月 日

（保護者署名）

押印廃止

個別支援計画別表

記入例

利用児氏名	計画に定める支援時間を記入（利用時間と終了時間も記入） ・曜日ごとに提供時間が異なると考えられるため、曜日ごとに時間を定める						
	月	火	水	木	金	土	日・祝日
提供時間	利用開始・終了時間 10時00分 ～ 15時00分	利用開始・終了時間 ～	利用開始・終了時間 10時00分 ～ 15時00分	利用開始・終了時間 ～	利用開始・終了時間 10時00分 ～ 15時00分	利用開始・終了時間 ～	利用開始・終了時間 ～
	5時00分	0時00分	5時00分	0時00分	5時00分	0時00分	0時00分
特記事項	・利用が確定している曜日以外に、事業所の空き状況等により利用が想定される場合には、その場合に想定される提供時間を記入 ・市町村が認めるものとして、30分未満の提供時間となる場合には、具体的理由を記入 ・利用者や保育所・学校等の都合により、通常の計画時間とは異なる時間区分で算定するような状況が想定される場合（例えば、通常は1時間だが、学校の短縮授業等により3時間になる日が想定される場合等）には、想定される具体的な内容を記入 ・その他特記事項がある場合には、その具体的な内容を記入						
延長支援時間 ※ 延長支援時間は、 支援前・支援後 それぞれ1時間以上から	【支援前】延長支援時間 9時00分 ～ 10時00分	【支援前】延長支援時間 ～	【支援前】延長支援時間 9時00分 ～ 10時00分	【支援前】延長支援時間 ～	【支援前】延長支援時間 9時00分 ～ 10時00分	【支援前】延長支援時間 ～	【支援前】延長支援時間 ～
	【支援後】延長支援時間 15時00分 ～ 16時00分	【支援後】延長支援時間 ～	【支援後】延長支援時間 15時00分 ～ 16時00分	【支援後】延長支援時間 延長支援となる時間を記入 ※支援前、支援後それぞれ1時間以上記載すること。合算での1時間は不可	【支援後】延長支援時間 ～	【支援後】延長支援時間 ～	【支援後】延長支援時間 ～
	2時00分	0時00分	2時00分	0時00分	2時00分	0時00分	0時00分
延長を必要とする 理由及び時間	例①）月・水・金については、保護者の就労を理由に支援前・支援後それぞれ1時間ずつの延長支援を行う。 例②）保護者の職場の繁忙期（3月）については、月・水・金の支援後の延長支援時間が2時間になる日も生じることが想定されるため、保護者と連携を図りながら必要に応じて延長支援を行う。 ・例③：保護者の就労、妊娠・出産、病気・負傷、介護・看護、レスパイト等、延長支援を必要とする理由と時間を記入 ・例④：常時延長支援を必要としないが、個別の事情（※）で延長支援の必要が生じることが想定される場合には、想定される具体的な理由と必要となる時間を記入 ※例えば、保育所や学校の都合（短縮授業等）で、支援の提供時間の変更が必要となり、延長支援が必要となる場合等を想定						

このほか、専門的支援実施体制を整えて実行する場合は、別紙にて『専門的支援実施計画書』作成も必要。

支援プログラムの様式パターンのイメージ(参考①)

※各様式は参考であり、実際の様式については、各事業所において、支援プログラムの作成の目的等を踏まえて作成されたい。

その他パターン①
例えば、児童発達支援センター等、クラス分けを行っている場合等には、5領域と支援内容の関連性について、それぞれのクラスごとに記載する方法も考えられる。

〇〇事業所 支援プログラム					
営業時間				送迎実施の有無	
法人理念					
支援方針					
支援内容					
対象児		I	II	III	
項目		0歳・1歳・2歳児(〇〇クラス)	3歳・4歳・5歳児(〇〇クラス)	3歳・4歳・5歳児(〇〇クラス)	
本人支援	健康・生活				
	運動・感覚				
	認知・行動				
	言語 コミュニケーション				
	人間関係・社会性				
	地域支援・地域連携 (地域交流・園外活動)				
移行支援					
家族支援					
職員の質の向上					
主な行事等					

作成日〇年〇月〇日

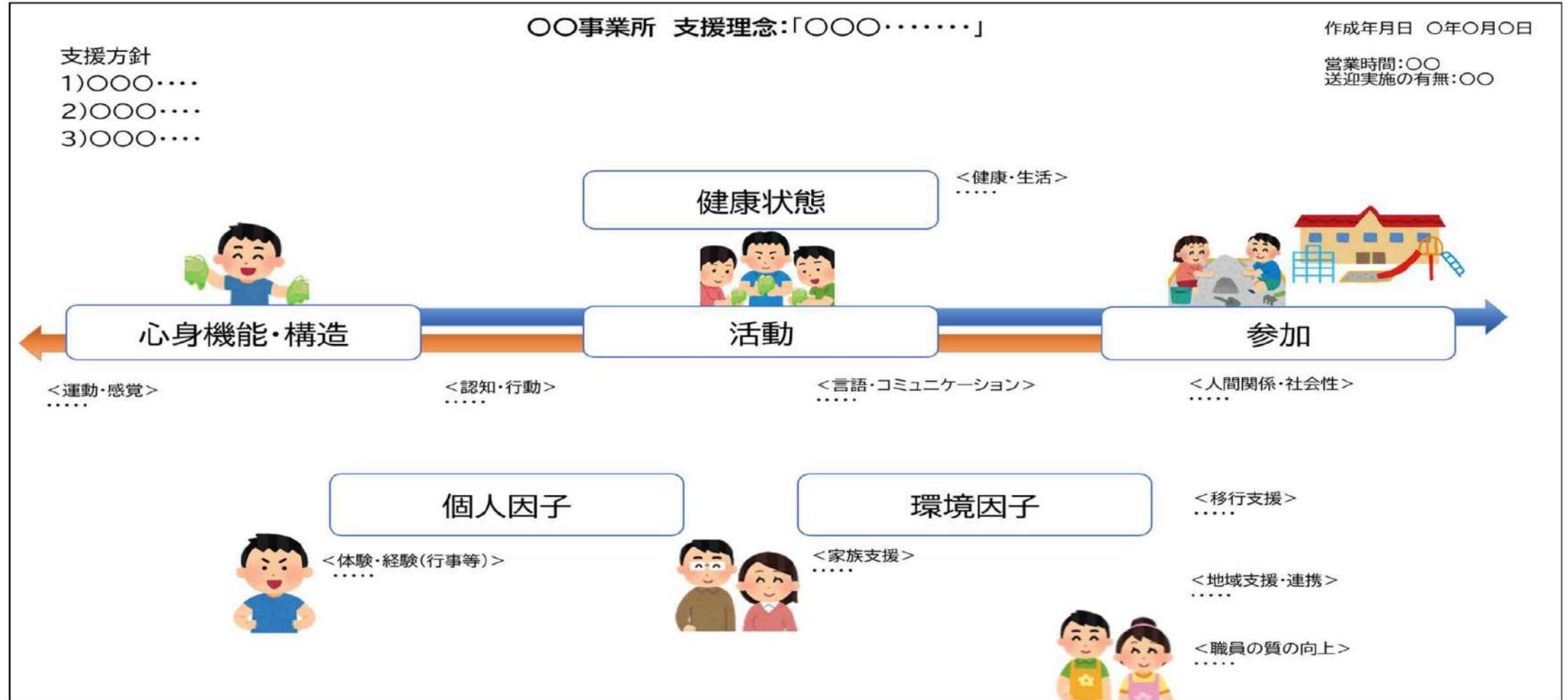
その他パターン②
事業所の提供する活動プログラムを記載の上、それぞれの活動の中で行われる支援内容と5領域の関連性について記載する方法も考えられる。

〇〇事業所 支援プログラム			作成日 〇年〇月〇日
法人理念			
支援方針			
営業時間		送迎実施の有無	
プログラム	支援内容(5領域)		
朝の会			
リズム			
散歩			
サーキット			
アート			
給食			
家族支援			
移行支援			
地域支援・地域連携			
職員の質の向上			
主な行事等			

支援プログラムの様式パターンのイメージ(参考②)

その他パターン③

支援の見える化を図ることも目的であることから、イラストを活用することにより、支援内容と5領域の関連性や、支援の目的等がわかりやすく伝わるように工夫する等して記載をする方法も考えられる。



児童期支援の特徴と理解

児童期の特徴

児童期特有の事項

- ・ 背景（育ちと関わり）がその後の障害像を左右するなど、養護性の高い時期。
- ・ 進学や進級等の「移行期」の連続する18年間。
- ・ 子どもの時期における意思決定支援、子どものニーズについての解釈は、未だ深い論議ができていない。

⇒未発達である段階において、子どもの「現在の生活」から、その子の強みを見つけていくだけの評価では粗すぎます。

対象の違い

- ・ 障害が未確定な段階や障害者手帳対象外であっても支援対象になりうる。
- ・ 障害種別においては全障害が対象である。

⇒したがって、学ぶべき知識が膨大です。

発見と支援（特に発達障害と軽度知的障害）

- ・ 早期発見の体制は整備されつつあるが早期発見後の支援体制は整っておらず、地域格差が大きい。（支援対象としての認識の格差も影響）

⇒発見や指摘後の家族の不安と混乱は相当なものです

機関や関係者の連携

医療、福祉、教育等の分野や機関の数が多く、年度毎中心となる機関が変遷する。

家族支援

- ・ 子どもが低年齢なほど家族支援にかける時間が必要（特に母親との話し合い）
- ・ 父親との面談、兄弟への配慮、祖父母への説明等も含め、関わるべき家族は多い。

⇒特に診断直後は家族の不安と混乱に、繊細な配慮が必要です。

⇒最新のわかり易い情報提供と、選択肢の中で悩む保護者の気持ちの揺れに時間をかける必要があります。

⇒情報の把握と更新が頻繁に必要です。

発育・発達の様子 【発達の目安】

		新生児期	2か月	4か月	7か月	10か月	1歳
その時期の特徴		外界に適応するために各機能を調整する時期。 呼吸・体温など生命維持が主体。一日のほとんどをウトウト寝（レム睡眠）で過ごす。	一生のうちでもっとも成長する時期。「快・不快」の感情、信頼感の芽生えにより、いろいろなサインを出すようになる。 相手の笑顔に微笑み返すようになる。	昼と夜の区別がついて、4～5時間はまとめて眠れるようになる。	「恐れ」の感情が芽生える。養育者への反応が強くなり人見知りが始まる時期。 短期の記憶ができるようになる。（夜泣き）	探す、見つけるなど探究心旺盛になり、体を動かし探索したい時期。また、しぐさや言葉を理解するようになり、繰り返しの刺激で大人の真似をするようになってくる。	言葉や歩行の獲得により拡大する時期。（して「不安」「恐怖」の感情、後追いをしようとするようになる）
脳 の 育 ち	脳	370～400g	栄養・刺激によって神経回路を作っていく		700g（出生時の約2倍）		850～900g
	触覚	原始系（反射）から識別系ネットワークへと切り替わってくる（触覚は妊娠2～3ヶ月からすでに出現する感覚）		手を口に持っていく	手にしたものを口に持っていき、なんでも口で確認する時期（誤飲に注意）		色々な手（い）
	固有受容覚（筋肉・関節）	固有受容覚→力加減・手足の動きや位置の感覚のこと	うつ伏せで頭を持ち上げようとする一歩のすわり		床遊びが楽しい時期（座る・寝転がる・這う）→体重移動しながら平衡感覚も養う	ものどものをぶつけて遊ぶ	コップやスプーンを自（る）
	前庭覚（平衡感覚）	※前庭覚→からだの傾きや回転などを感じる感覚（姿勢のコントロールなど）	ゆっくりした揺れを喜ぶ	注視～追視の出現（意識的に目で追う）		高い高いを喜ぶ	リズムに合わせて体を作る
	視覚	30cm先の画面を筒状に見ている	0.02の薄暗い状態 自分の意思で上下の追視	奥行きがわかる（遠近感がわかる）	視力0.05程度 何となく形を認識できる		視力0.2程度 形や色の違いが区別（べつ）
	聴覚	妊娠7ヶ月頃から発達	低い音より高い音に反応する		急速に発達する時期		
	味覚	甘味・うまみ→本能的に好き 苦味・酸味→本能的に嫌い（毒物発見の味覚）	食えることによって味覚を感じ、好き嫌いを判断していく				
	認識（心）	母親と視線を合わせることで安心する	反応に対して自分の意思で笑い、意識的に声を出す	嬉しい、悲しいという感情を声に出す	短い間（3日間ほど）の記憶ができるようになり、人見知りが始まる イナイナイバーは記憶と予測の遊び	泣かずにほしいものを示す	
	生活リズム	レム睡眠（ウトウト寝） 5～30分の間隔で繰り返す	昼と夜の区別がつくようになってくる 夜にまとめて4～5時間寝るようになる（リズムを作ってあげる）		夜にまとめて眠るようになってくるが、夜泣きが始まることもある（発達の節目）		



愛着の理論、言語獲得の理論、こころの発達理論、ライフサイクル理論、欲求の段階、身体発達の理論・段階
基礎的な発達に関する理論や知識、支援技術の獲得を

- ① 支援の特徴
- ② 支援の留意点
- ③ 支援の全体像
- ④ 支援に必要な知識や技術



障害児・者のライフステージと各時期の中心的な課題の例

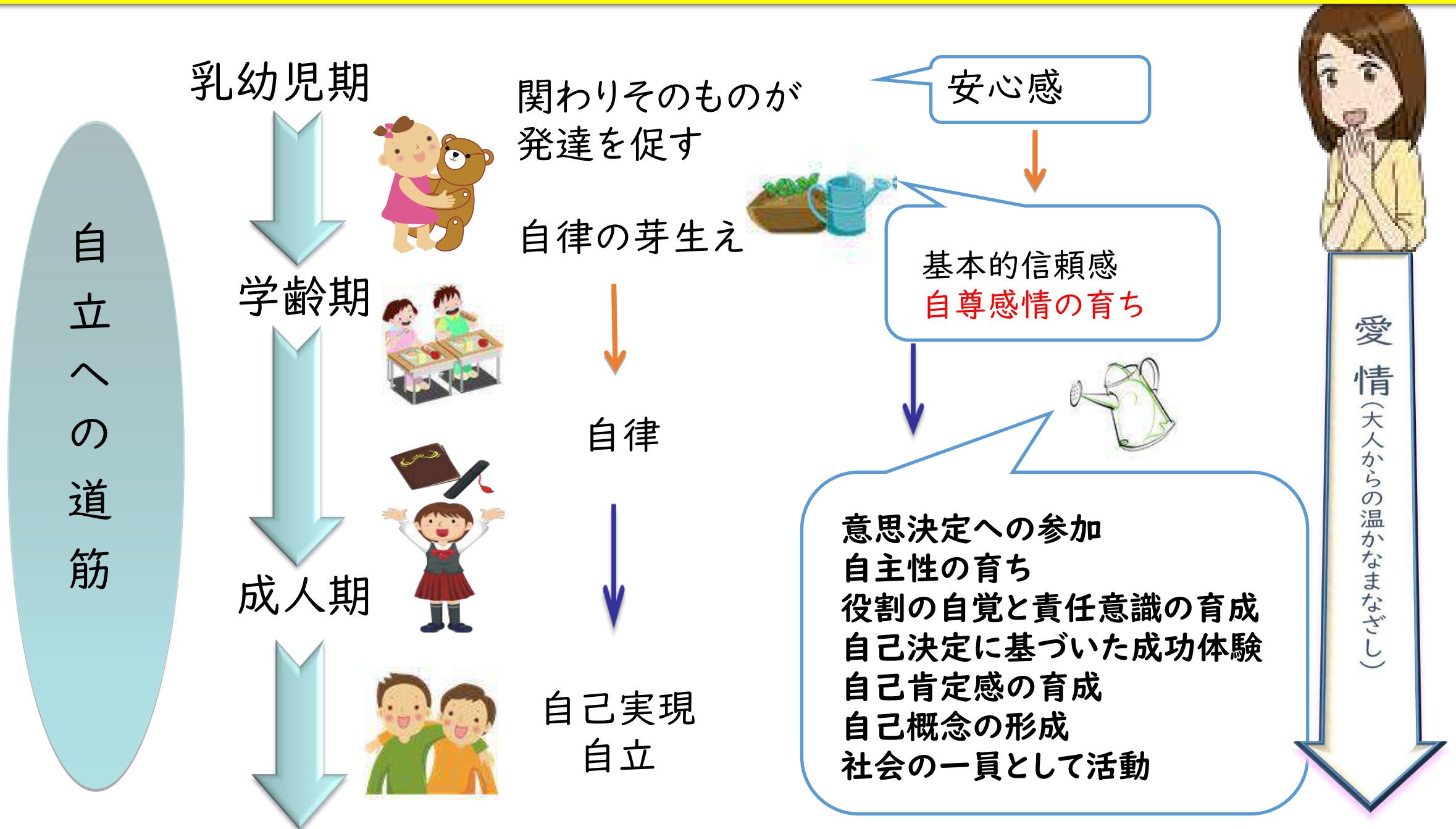
胎生期		胎生期における母親の不安への支援
新生児期(主として2か月まで)		先天性障害の告知とフォロー、治療・訓練の方針提示、家族への支援
乳児期(主として0～3歳未満)		健康診査後のフォロー、家庭における子育て、機能訓練、豊かな感覚的な遊びの体験、親子療育の開始、家族の障害受容のための支援
幼児期	前期(主として3歳～5歳未満)	発達段階に応じた遊びを通じた達成感の経験、集団での療育、地域の集団への参加の可能性、子どもに応じた複数の発達アセスメント
	後期(主として5歳～就学まで)	就学に向けての支援、豊かな遊びを通じた対人関係の構築と生活体験の広がり
学童期		能力に応じた臨機応変かつ適切な教育の提供、将来に向けて必要な生活体験、性教育、意思伝達・表現及び選択する機会、進学に向けた支援、卒業後に向けた支援、就労支援
青年期	前期(主として18～20歳)	地域・就労定着支援、本人のストレングスを活かした本格的な相談支援の開始
	後期(主として20歳代)	余暇・休日の過ごし方、適切な就労先の見直し、一人暮らしへの支援、本格的な意思決定支援の開始及び自己決定された暮らしの提供
成人期	前期(主として30～40歳代)	地域のイベントへの参加、地域での居場所づくり、趣味を増やすための支援
	中期(主として50歳代～65歳未満)	体力と本人の意欲に応じた生活の見直し、高齢期に向けた準備、保護者が後期高齢の年齢になっていることへの対応
	後期(主として65歳以上)	介護との連携、自己決定された暮らしが継続されているかのチェック

個別支援計画で自己決定を支援する

- この時期から自己決定や自己選択の力を育てていくことが大切。多くの可能性や選択肢を広げ、自己決定しやすい環境も合わせて作る。
- 家族が混乱し自己決定や選択力が弱まっている状態を支援する事も重要。家族全体が支援対象。
- 一人の価値判断ではなく、複数の担当者や複数の専門職が多面的にニーズを捉えるための個別支援計画。アセスメントの手順、方法が多岐にわたっており、特に発達の評価をかなり細かく繰り返して実施することで、支援の方針が明らかにされていく。

アセスメント力を高める～支援の見立て力を高める

- アセスメントの過程は資料の収集と分析であり、支援の実践では、アセスメントは常に継続・連続している。利用者との関わりの中での気づきや発見が、より質の高い支援を形作る。
- 子どもの姿を評価するには、まず親子関係を時間をかけて観察していくことが大切。
- 関係機関（医師等、教員、心理判定員の専門家）からの情報入手については、全てのケースで、保護者の了解を取ることになる。
- 祖父母の思いや価値観に触れていくことは必要。特に母親の両親。



1. 発達支援の意味と役割

発達支援の意味と課題

子どもの権利条約と障害乳幼児

発達支援と児童虐待

ノーマライゼーションと統合保育

家族支援

関係機関との連携・ネットワーキング

アセスメントとチームアプローチ

就学支援

発達支援と障害児医療

障害受容

個別支援計画

等

2. 発達支援の技法と理論

AACとは

TEACCHとは

マカトン法とは

INREAL法とは

Bobath・Vojtaとは

SIとは

行動分析法とは

Montessori法とは

音楽療法とは

Swimming療法とは

Positioningと環境調整

PORTAGE PROGRAM

等

3. 発達支援の日常実践

こころの育ちを育む

粗大運動面／姿勢変換や移動の力を育む

巧緻動作面／ものを操作する力を育む

認知面／状況を理解する力を育む

言語面／コミュニケーションの力を育む

社会性面／集団場面での力を育む

視覚面／見る力を育む

聴覚面／聞く力を育む

咀嚼嚥下の力を育む

模倣面／まねる力を育む

健康管理（肥満・偏食・アレルギー・栄養）

医療面／薬物・合併症・術前後など

救急対応

等

4. 発達支援に関わる制度

児童福祉制度とその動向

特別支援教育の制度とその動向

保健医療の制度とその動向

保育の制度とその動向

幼児教育の制度とその動向

障害のある人の権利の条約

海外の制度とその動向

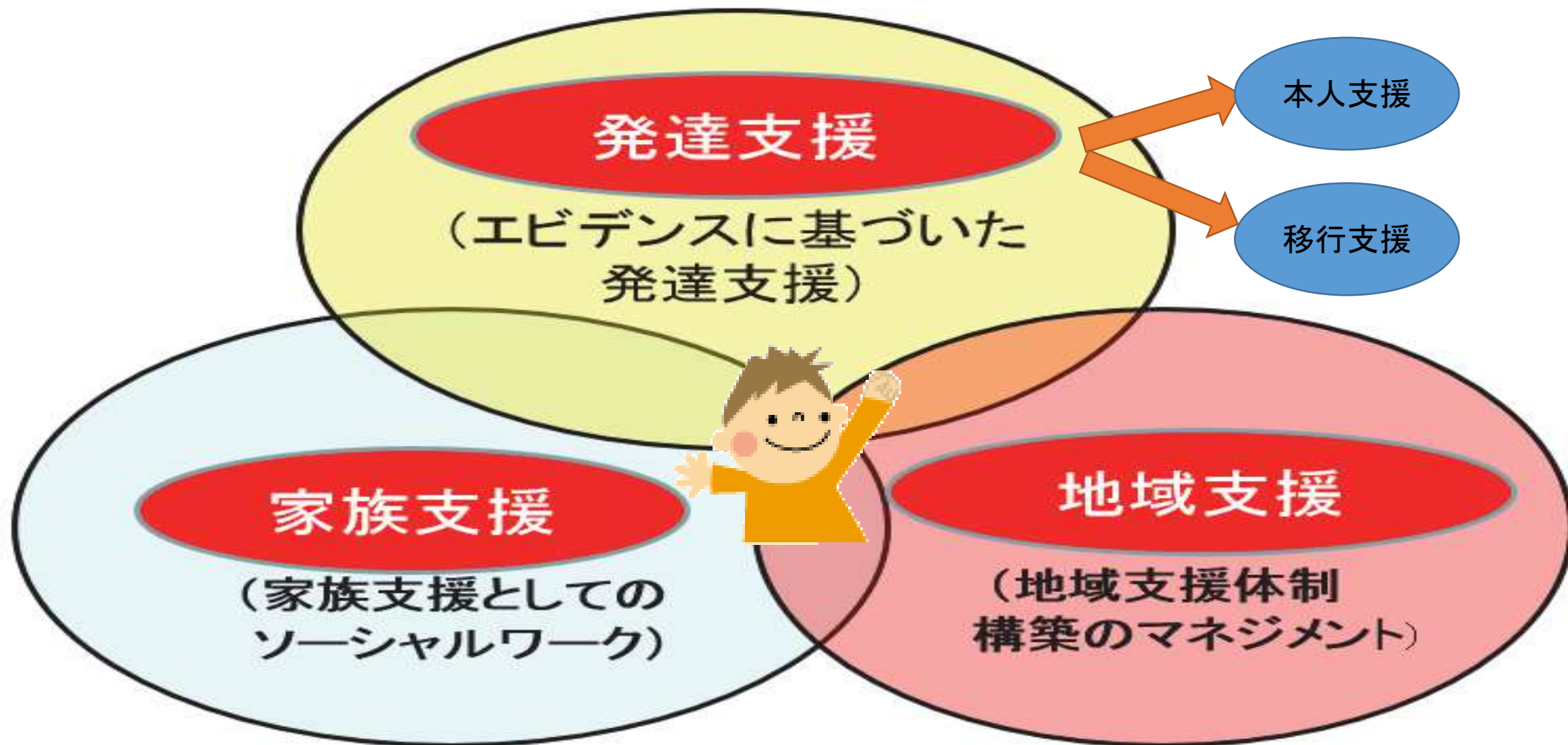
等

児童期の具体的な支援プロセスについて

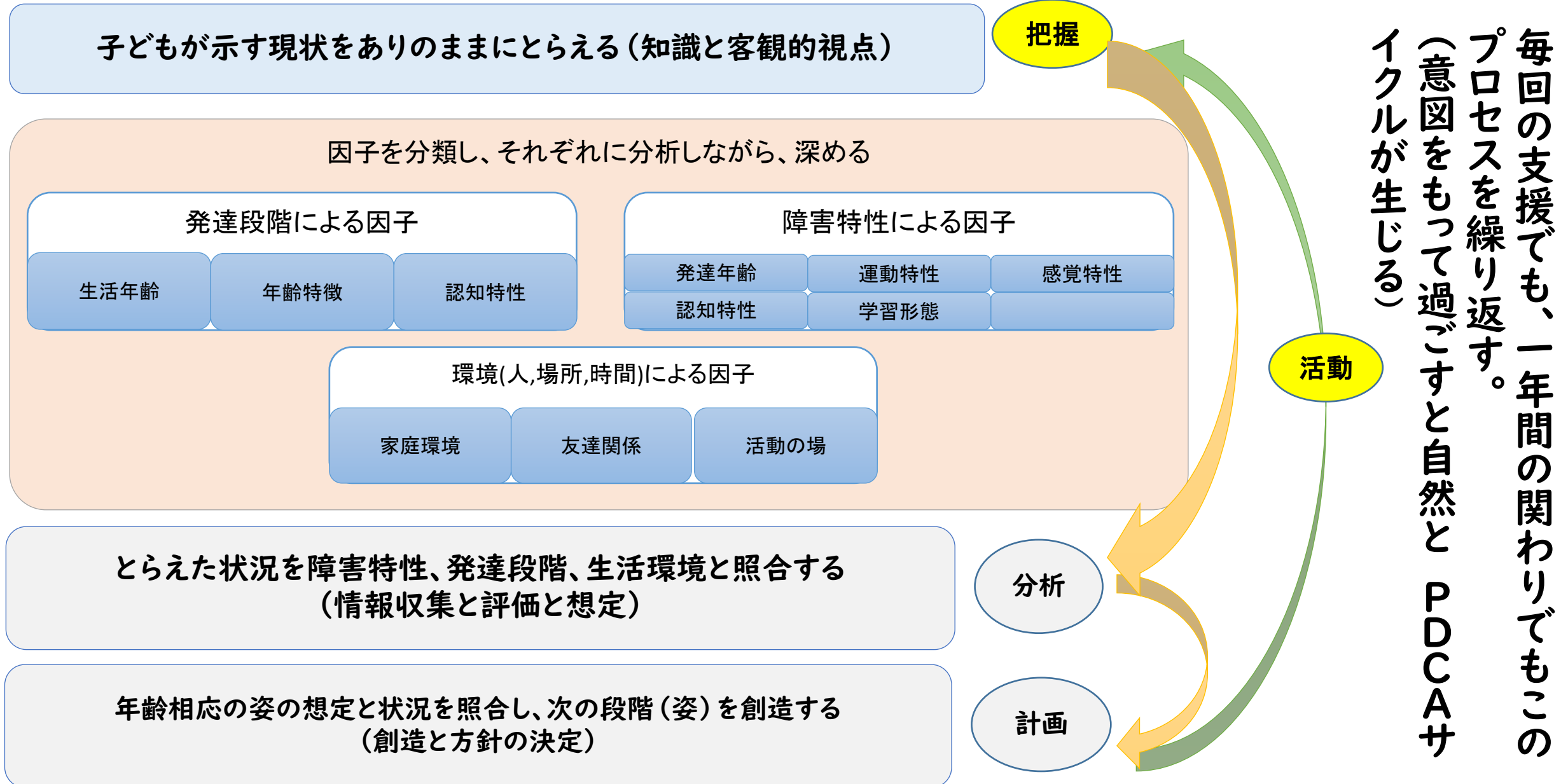
- ① 発達支援
- ② 家族支援
- ③ 地域支援



児童発達支援の3つの要素



①発達支援 本人支援（関わりに不可欠な視点とプロセス）



児童期の特徴の一つは、アセスメントの細かさ

～因子を分類し、それぞれに分析しながら、深める～

「深める」とは、見極めることであり、
子どもの頭と体で起きていることを知ろうとすること

- 子どもだからこそ、できないことはたくさんある！「できないこと」の主となる要因は、いくつか絞られる。
- 発達検査は必要に応じて行い、実生活の中では一つの指標として確認しながら、どの部分を伸ばしていくと良いのか、さらにケース検討を重ねていく。
- 各因子が相互に影響し合いながら、障害が形成されているが、短期間でその影響の度合いに変化が生じることに留意する。

①発達支援 本人支援（関わりに不可欠な視点とプロセス）

障害のある子どもの発達の側面から、「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」の5領域において、将来、日常生活や社会生活を円滑に営めるようにすることを大きな目標として支援。

（ア）健康・生活

- （a）健康状態の把握
- （b）健康の増進
- （c）リハビリテーションの実施
- （d）基本的生活スキルの獲得
- （e）構造化等により生活環境を整える

（イ）運動・感覚

- （a）姿勢と運動・動作の基本的技能の向上
- （b）姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用
- （c）身体の移動能力の向上
- （d）保有する感覚の活用
- （e）感覚の補助及び代行手段の活用
- （f）感覚の特性（感覚の過敏や鈍麻）への対応

（ウ）認知・行動

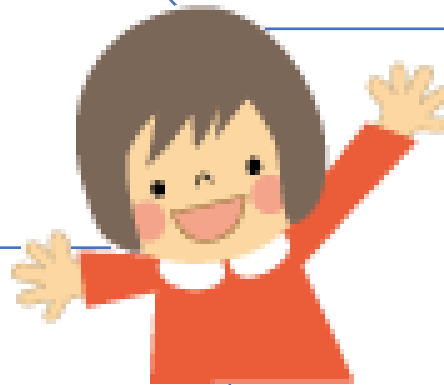
- （a）視覚、聴覚、触覚等の感覚や認知の活用
- （b）知覚から行動への認知過程の発達
- （c）認知や行動の手掛かりとなる概念の形成
- （d）数量、大小、色等の習得
- （e）認知の偏りへの対応
- （f）行動障害への予防及び対応

（エ）言語・コミュニケーション

- （a）言語の形成と活用
- （b）受容言語と表出言語の支援
- （c）人との相互作用によるコミュニケーション能力の獲得
- （d）指差し、身振り、サイン等の活用
- （e）読み書き能力の向上のための支援
- （f）コミュニケーション機器の活用
- （g）手話、点字、音声、文字等のコミュニケーション手段の活用

（オ）人間関係・社会性

- （a）アタッチメント（愛着行動）の形成
- （b）模倣行動の支援
- （c）感覚運動遊びから象徴遊びへの支援
- （d）一人遊びから協同遊びへの支援
- （e）自己の理解とコントロールのための支援
- （f）集団への参加への支援

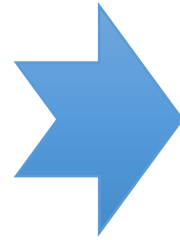


児童発達支援ガイドラインに示された「本人支援」

移行支援

可能な限り、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにしていくとともに、同年代の子どもとの仲間作りを図っていくことが必要

- ・ 障害理解と受容
- ・ 家族・本人のエンパワメント
- ・ 家族機能の育成・回復



子どものことで気持ちの整理ができ、落ち着いてきた家族においても、移行期の時に新たな混乱が生じていくことが少なくありません。また、両親の生活・就労状況の変化、兄弟姉妹の進学等も含め、様々な気付きや家族の結びつきを振り返っていく、大切な機会と考えましょう。

なぜ「移行支援」を重視すべきか？

- ・ 全員が通過する課題
- ・ テーマと目標（学校等行き先を決めること）が明確
- ・ 選択肢（学校等）が絞られている～現実的な視点に立たされる
- ・ 日程と期間が定められている
- ・ 家族全体の現実とそれぞれの方の思いを確認できるチャンス
- ・ 継続的に振り返りができる（結果検証）

子どもの適切な発達環境を整えるため、親・家族支援は大きな柱
…父親のかかわり、意識、役割

そのために、発達課題や障害特性への理解を深め、具体的な
手立てと見通しを持った取り組みを通して、「障害受容」を支える

- 親が我が子の障害とその特徴を理解していくための支援
- 障害のある我が子の発達支援の意味と意義を理解し、子どもの緩やかな成長を喜び
として受け止められるようになる支援
- 親・保護者が子どもの成長の要であることを自覚し、家庭生活の中にこそ、成人期以降に生活していく力を
培う機会があることを、温かく何度でも伝えていく支援
- 親・家族が抱えている生活上の問題、親自身の価値観や子どもの状態の受け止め方や理解の仕方、兄弟
姉妹も含めた様々な悩み等も考慮した上で、ベストではなく、ケースに応じたよりベターな選択肢や暮らし
の工夫を提案していく支援



保護者の声

よかったこと

- ◎ 会話がふえた → 色々な感情共有.
- 承認欲求が強くなった
→ ほめられたい. 

役に立ったこと

- ◎ 友達のお母さんから「誰にも心を
ひらこうとしないうちの扱いが上手い」と
いわれた。役に立てた (ABA使)

子供の変化

表小青がとっても豊かに
なった。かわいいと思える。

家族の変化

生まれてきてくれてありがとう
ママの子でありがとうと
いから言えた (最近). 

その他

其月待をかけあぎないことを
気をつけている。



今日、わたしはお皿を洗わなかった

ベッドはぐちゃぐちゃ

浸けといたおむつは
だんだんくさくなってきた

きのうこぼした食べかすが
床の上からわたしを見ている

窓ガラスはよごれすぎてアートみたい
雨が降るまでこのままだと思う

人に見られたら
なんていわれるか

ひどいねえとか、だらしないとか
今日一日、何をしてたの?とか

わたしは、この子が眠るまで、
おっぱいをやっていた

わたしは、この子が泣きやむまで、
ずっとだっこしていた

わたしは、この子とかくれんぼした
わたしは、この子のためにおもちゃを鳴らした、それはきゅうっと鳴った

わたしは、ぶらんこをゆすり、歌をうたった
わたしは、この子に、していいことと
わるいことを、教えた

ほんとにいったい一日何をしていたのかな
たいしたことはしなかったね、
たぶん、それはほんと

でもこう考えれば、いいんじゃない?

今日一日、わたしは
澄んだ目をした、
髪の毛のふわふわな、
この子のためにすごく大切なことを
していたんだって

そしてもし、
そっちのほうじゃなくなったら、
わたしはちゃーんとやったわけだ

出典元「今日 Today」伊藤比呂美 訳 発行 副音感書店

「気になる」段階から気軽に保護者からの相談に応じたり、子どもへの療育が提供できる身近な場となる。（子どもは地域の宝）

➤診断を受けないと利用できないことを前提としない工夫

家族支援を含め個々の状況に応じた療育や発達への支援が、地域の支援システムづくりにつながることを意図して支援を提供する。

➤子どもが通過していく機能を果たすための利用前後の時期の連携

➤地域の中での役割の明確化（事業所の一方的な主張ではない）

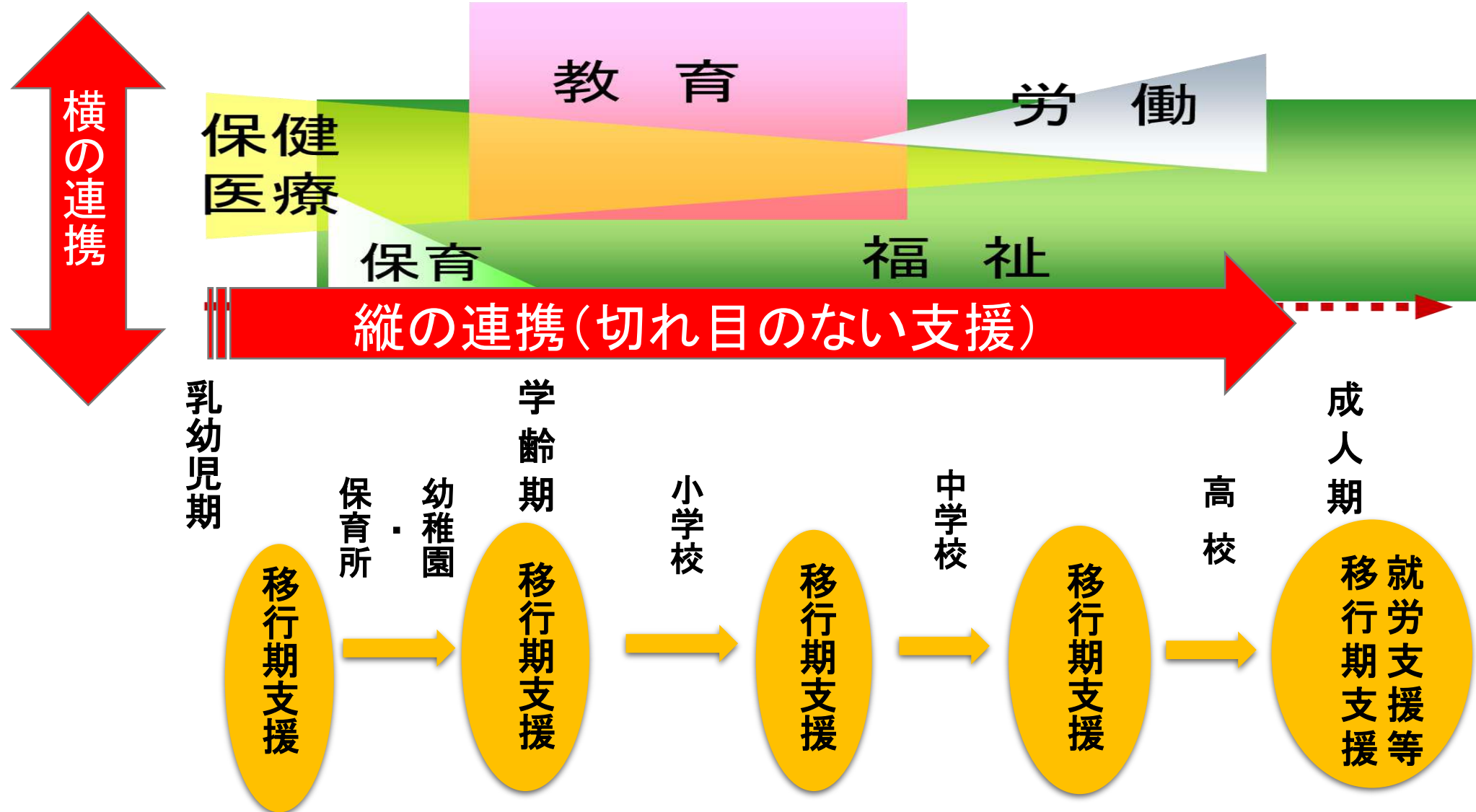
サービス担当者会議への参加等、より積極的な地域連携を心がけ、発達支援の地域拠点として機能発揮する。

➤地域と子どもとの接点を常に探っていく

➤個別支援計画においては、集団活動での参加状況や、集団活動に参加していくための効果的なやり方を常に確認し、その可能性を探る

➤地域の中にいる子どものための人材を見つけていく

③地域支援 連携（ライフステージに応じた一貫した支援）



連携とは支援者同士のためではなく、子どものために必要な情報を、必要なだけ共有していくことに留意！

子どもの将来の幸せを考えた個別の支援計画、サポートファイルの活用

障	害	児	入	所	支	援
児童発達支援（通所支援）			放課後等デイサービス			

幼児期

「気づき」のポイント

集団活動への参加が苦手
落ち着きがない
一人遊びが多い
言葉が遅い
やりとりが一方的
急な予定変更での混乱
こだわりが強い
指示が伝わりにくい 等

親・家族、保育士

学童期
（小学校）

教科によって学習状況に遅れ
抽象的な言葉の理解が苦手
忘れ物が多い
うっかりミスが多く何回も同じことを繰り返す
うまく人間関係がとれない
感情のコントロールが難しい
相手の表情や気持ちがうまく読めない
マナーやルールに無頓着 等

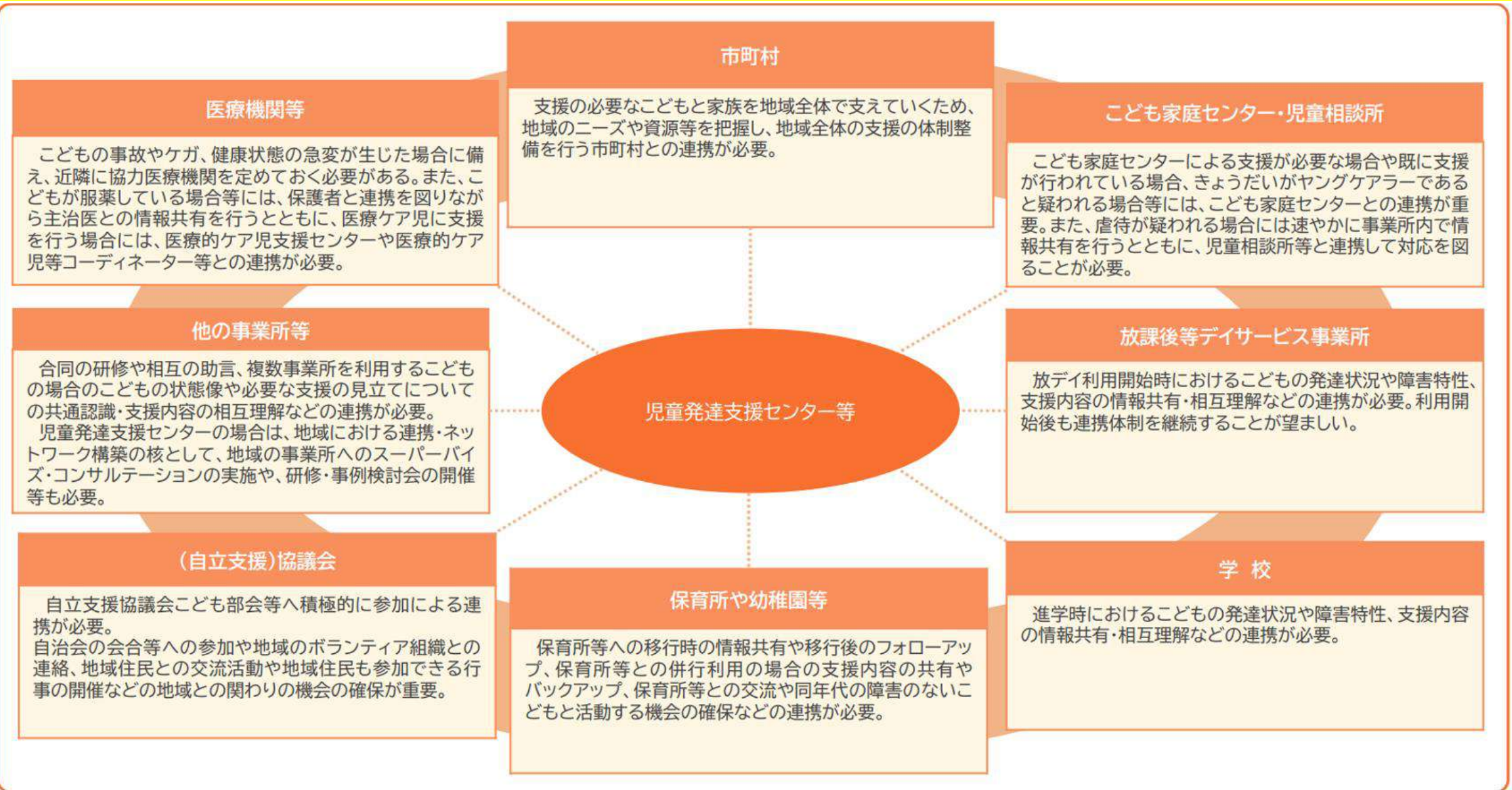
教師、親・家族

思春期
青年期
（中学校・高校）

地域における自立

自己肯定感・社会的行動の獲得

③地域支援 連携（児童発達支援センター等と地域の機関とのかかわり）



児童期の支援における課題

- | | |
|--------------------------|---|
| 【地域の差】 | 支援先が少なくて困る
支援先が多くて悩む（支給決定量の妥当性） |
| 【支援の質】 | 知識・技術 本当に必要な支援 本当に必要な量 |
| 【家庭背景】 | 生活環境 虐待 家族の心身の健康 愛着 |
| 【連携の実態】 | 事業所内は？ 多職種は？ 他事業所や関係機関は？
園や学校、地域との連携…その際のマナーは？
信頼 協働 |
| 【 】 | |



私を『お母さん』と求めることがなくて、とても虚しかったことを覚えています。

発達支援の環境で、専門的な関わりを探し、学びました。

まだ言葉を発することはありませんが、周囲の言葉には耳を傾けるようになりました。

発達支援室との出会いで、一人で抱え込まずに、安心して向き合えるようになりました。

今、2・3歩前に行くと、息子が私を振り返って「ママ、手つなごう」って、手を差し出してくれます。

それがどんなに嬉しいか…

言葉では言い表せません。